

三崎漁港本港特別泊地及び本港環境整備施設

事業計画書

団体名	スバル興業株式会社（グループ代表） 株式会社三浦海業公社
-----	---------------------------------

※記載にあたっての留意事項

- 原則、次のとおりとしてください。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長型としてください。
- 両面印刷又は両面コピーとしてください。
- ページ数が複数となる書類については、通し番号（表紙から1／○とし、以降2／○、3／○とする通しページ／○には総ページ数を記入）を中央下に表記してください。
- 記載欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

※この表は、グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください。

(令和2年3月現在)

グループ代表 スバル興業株式会社

団体名	すばるこうぎょう かぶしきかいしゃ スバル興業株式会社		
所在地	〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目 10 番 1 号	電話番号	03-3213-2021
代表者	取締役社長 永田 泉治	FAX	03-3215-2550
設立年月日	昭和 21 年 2 月 9 日		
沿革	1946 年 2 月 東京都麹町区に会社設立 1966 年 4 月 本社を有楽町ビルへ移転 1948 年 2 月 大阪支社（現在の関西支社）開設 1978 年 6 月 吉祥寺ビル竣工 1949 年 5 月 東京・大阪証券取引所に上場 1950 年 1 月 本店を千代田区に移転 1985 年 7 月 東京・大阪証券取引所第 1 部上場 1961 年 4 月 外食産業に進出 1991 年 3 月 資本金 13 億 3100 万円に増資 1963 年 12 月 首都高速道路回数券販売業務開始 1964 年 6 月 道路の維持管理業務へ進出 2008 年 4 月 マリーナ事業へ進出 2016 年 2 月 創業 70 周年 2017 年 橋梁、土木構造設計会社アイ・エス・エスグループを子会社化		
業務内容	マリーナ施設の運営・管理 喫茶店、飲食店の経営並びに物品販売、ネイルサロン 道路・公園等の維持・清掃、補修工事の請負 不動産の賃貸借及び売買、駐車場の経営 損害保険代理店		

主な実績	神奈川県 三崎漁港本港特別泊地・本港環境整備施設 施設運営・管理業務			
	東京都 東京夢の島マリーナ 施設運営・管理業務			
	千葉県 浦安マリーナ 施設運営・管理業務			
	国土交通省 京浜河川事務所 船舶管理業務			
	国土交通省 江戸川河川事務所 船舶管理業務			
	国土交通省 荒川下流河川事務所 船舶管理業務			
警視庁 警備艇「あじさい」の船底外部整備及び一般修繕				
財政状況 (過去3年間について記入してください)	年 度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
	総収入(売上)	13,940,034 千円	15,907,314 千円	16,173,356 千円
	総支出(支出)	12,855,461 千円	14,232,595 千円	14,663,675 千円
	当期損益	1,084,573 千円	1,674,719 千円	1,509,681 千円
	累積損益	8,918,797 千円	10,259,430 千円	11,274,507 千円
応募に関する担当連絡先				
ふり 姓 名		部署・職名		
電話番号	046-881-0533	F A X		電子メール

株式会社三浦海業公社

(令和2年3月現在)

団体名 ふりがな	かぶしきかいしゃ みうらうみぎょうこうしゃ 株式会社 三浦海業公社			
所在地	〒238-0243 神奈川県三浦市三崎5丁目3番1号	電話番号	046-881-6721	
代表者	代表取締役社長 四宮 利雄	FAX	046-881-6722	
設立年月日	平成3年12月			
沿革	平成3年 神奈川県、三浦市、水産関係企業、関連企業の出資により資本金4億円にて設立。 平成13年「三崎フィッシャリーナ・ウォーフ」(愛称「うらり」)としてオープン 平成28年11月「うらり産直センター」を「うらりマルシェ」と改め、1階は「さかな館」、2階は「やさい館」としてリニューアルオープン			
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・三崎フィッシャリーナ・ウォーフ事業 ・駐車場事業 ・受託・指定管理事業 <ul style="list-style-type: none"> 漁港巡視・給水給電施設管理業務、城ヶ島大橋渡橋料徴収業務 三港本港特別泊地・本港環境整備施設管理運営業務、新港海業センター管理運営業務、三浦市民ホール管理運営業務 ・自主事業 <ul style="list-style-type: none"> トラックスケール事業、水中観光船事業、城ヶ島渡船事業、レンタルボート事業 レンタルサイクル事業、三浦ガラス館事業、チャッキラコ・三崎昭和館事業 イベント事業 			
主な実績	<p>指定管理業務の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三崎漁港本港特別泊地・本港環境整備施設(神奈川県) (平成28年4月～令和3年3月) ・三浦市民ホール(三浦市)(平成30年4月～令和5年3月) ・新港海業センター(三浦市)(平成30年4月～令和5年3月) 			
財政状況 (過去3年間について記入してください)	年度	平成28年度	平成29年度	
	総収入(売上)	262,752千円	298,071千円	
	総支出(支出)	254,776千円	288,061千円	
	当期損益	7,975千円	10,010千円	
	累積損益	▲169,328千円	▲159,317千円	
平成30年度				
応募に関する担当連絡先				
ふりがな 氏名			部署・職名	
電話番号	046-881-6721	FAX	046-881-6722	電子メール

I サービスの向上について

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等について

(1) 指定管理者としての基本方針等

ア 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

施設の設置目的や公共性・平等性など、公の施設としての役割を踏まえ、どのような施設運営を目指すのか、運営方針、考え方を記載してください。

【運営方針】

現在、スバル興業(株)及び㈱三浦海業公社は、三崎漁港本港特別泊地及び本港環境整備施設の指定管理者として共同で管理・運営を行っています。

スバル興業(株)は、「東京夢の島マリーナ」や「浦安マリーナ」の管理運営を行っています。

㈱三浦海業公社は、神奈川県、三浦市及び地元漁協などの出資で地域活性化を目的に設立された第三セクターで、三崎下町地域の中核施設「三崎フィッシャリーナ・ウォーフ」（以下「うらり」という。）の管理運営を行っています。

それぞれの会社の経験とノウハウを活かし、三崎漁港特別泊地及び本港環境整備施設及び「うらり」が一体となり、地域振興を図ると共に、駐車場・交流広場・ゲストバースの利用促進と秩序ある開かれた漁港を目指し、以下のとおり運営してまいります。

「秩序ある漁港利用の推進と賑わいのある施設の創造」

A 秩序ある安全な漁港利用

① 誰もが安全で安心に利用できる施設の管理運営

公共施設として利用者の方々に安全で快適に安心して楽しく利用していただけるよう関係法令及び条例の規定を遵守し、マリーナをはじめとする公共施設の維持管理や運営の経験を生かした施設の維持管理を行うとともに、利用者の方々への情報提供、利用マナー向上の啓蒙活動を実施します。

② 公共性に留意した公平・公正なサービスの提供

当施設が公共の施設であるという認識を持ち、施設利用の案内・受付に関しては利用者がわかり易く安心して利用して頂ける対応に心がけるとともに、利用規則に沿って公平なサービス・対応を実施し、利用者の平等利用の確保に努めます。

③ 円滑な漁業活動の確保および協力

本港特別泊地を利用するプレジャーボートを安全に集約するとともに円滑な漁業活動を確保し、秩序ある海面利用の促進を図るため、スタッフ教育の充実とプレジャーボートの所有者や乗組員に対して適正利用の説明を実施します。

B 魅力ある施設づくりのための管理運営項目

① 利用者の利便性と利用満足の向上をめざしたサービスの提供

マリーナをはじめとする公共施設の管理運営で培った専門知識や経験を基に、利用者とのコミュニケーションを図り、利用者の意見・要望を把握し、利用者の安全確保と利用者の立場にたったサービスを提供します。

② 地域と連携した魅力ある施設づくり

「海からの地方創生」のコンセプトのもと隣接する「うらり」と連携し、本港特別泊地及び本港環境整備施設と「うらり」をシームレスに心地よく活用しながら、地域（行政・各種団体・地元企業等）と連携してイベント等の企画・運営に取り組みます。

具体的には、地域が主催する「三崎港町まつり」、「三浦・城ヶ島花火大会」、「みうら夜市」等に積極的に参画し、加えて「みうら・みさき海の駅フェスタ」、オープンヨットレース「うらり杯城ヶ島ヨットレース」等のイベントを主催して参ります。

また、神奈川県がすすめる「新たな観光の核づくり事業（城ヶ島・三崎地区）」の中核施設として、さらに、三浦市スーパーヨット誘致委員会がすすめる「スーパーヨット誘致事業」の重要施設という認識のもと、当該地区の回遊性の向上をはじめとする地域活性化対策に寄与してまいります。

③ 積極的な情報の発信および新規サービスの創造～提供

京浜急行三崎口駅ロータリーや敷地内等への案内看板の設置、インターネットホームページ・SNS・ポスター・チラシの有効利用をして積極的に情報の発信を行います。

また、交流広場のインフラ整備により利用者の利便性の向上を図るとともに新しいサービスの提供に取り組んでまいります。

C 公共施設としての管理運営項目

① 地域人材の活用、地域との協力や連携体制の構築

当該施設の維持管理や運営には、地域の事情に精通した企業や人材の力が不可欠と考え、地元の人材を活用するとともに人材育成に積極的に取り組みます。

また、イベントの実施にあたっては漁業関係者、行政、各種団体・企業など地域との協力・連携を優先実施事項と考えて積極的に取り組みます。

② 緊急時・災害時における体制の構築

本港特別泊地やマリーナ運営でのレスキュー業務や道路維持業者として事故・災害時の対応の実績を生かし、事故防止に対するマニュアルの作成とスタッフ教育によるスキルアップ、利用者に対する安全への啓蒙活動を行い事故防止に努めるほか、緊急時体制マニュアルをもとに緊急時・災害時の体制を構築し、人命救助第一に対応に当たります。

また、地震や津波等の災害発生時には、共同企業体である株式会社三浦海業公社との災害対策マニュアルに則り、利用者の安全確保及び誘導を行います。

③ 効果・効率的な運営と環境保全への取り組み

公共施設には効率的な運営が望まれます。これまで培った本港特別泊地やマリーナをはじめとする公共施設の維持管理及び運営のノウハウを活用して、合理化・効率化を図るとともに、利用者の利便性に配慮しつつエネルギー使用を効率化することで、サービスレベルを低下すること無くコストの縮減に努めます。

エネルギー、環境問題への取り組みとして、グリーン購入法に沿った運営を行い、両施設で発生するゴミについてはリサイクルを徹底し、ゴミ循環型社会の構築を推進してまいります。

④ SDGsへの積極的な取り組み

当施設は、三崎漁港を一時的に利用するプレジャーボートを本港特別泊地に集約することによって、プレジャーボートと漁船を分離し、円滑な漁業活動を確保するとともに秩序ある漁港利用を推進すること、また、水産と観光・商業の機能を併せ持つ集客施設として整備された「うらり」と連携し、SDGsの目標14（海の豊かさを守ろう）及び目標17（パートナーシップで目標を達成しよう）に積極的に取組んでまいります。

イ 業務の一部を委託する場合の業務内容等
委託業務の内容について記載してください。

【委託予定の業務】

- ① 植樹木の維持管理を行う業務
- ② 施設の修繕を行う業務
- ③ 駐車場発券機、精算機及びゲートバーの定期保守
- ④ 西側歩道横断歩道周辺の交通誘導業務
- ⑤ 船舶の緊急修理、緊急上架作業
- ⑥ 一般廃棄物処理（事業所ゴミ）

上記業務については、業務経験を有し信頼の出来る複数の県内業者を選出し見積もり合わせの上選定し、県内業者の受注機会の確保・拡大を積極的に図ります。

また、実施した業務内容報告書及び職員による現場確認を行います。

2 施設の維持管理について

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

施設内の船舶の航行の誘導及び係留補助に関する業務、施設の維持管理、保守管理、植栽帯管理、清掃業務についての実施方針について具体的に記載してください。また、船舟の航行の誘導等の業務にあたって、配置が望まれる有資格者（例えば、2級以上の小型船舶操縦士免許所有者、マリーナ安全管理者等、以下、「有資格者」と言う。）の配置や、人員配置計画、委託する業務がある場合は委託先の選定方法と業務水準を達成する見込み等について記載してください。

① 施設内の船舶の航行の誘導及び係留補助に関する業務

【船舶の航行の誘導】

管理事務所及び特別泊地より常時監視を行い、防舷材等を準備して目視により船種・大きさ別等を判断し、より多くの利用者が公正平等に安全に利用して頂けるよう適正な位置へ誘導を行います。

また、本港特別泊地前は漁船・観光船・渡船など船舶の航行が輻輳しており、特に離岸時の後方に他の船舶が接近している際には注意喚起を行い、必要に応じて停船誘導します。

当該泊地付近及び三崎漁港区域内を航行する船舶に対して曳波による被害を出さないようにのぼり旗（港内徐行）の設置、拡声器の使用、近隣同業者や三崎漁港関係者等の連携による追跡調査により注意喚起を行います。

【係留補助】

船の種類や係留の状況に適したロープワークが出来る職員が行う。新人職員などについては徹底したOJTによる徹底した教育を行います。

・係留時 入港する船舶から係留ロープを受け取り、風向・海象と船舶特有の挙動（慣性など）を考慮して潮の干満に対応できる長さをもって係留します。

潮の干満や本港特別泊地の岸壁に対応出来る係船具を持たない利用者には、無償で係留ロープ・防舷材の貸出を実施し、場合によっては、風や潮流の応力に応じて係留ロープを増設します。

・離岸時 風向・海象と船舶特有の挙動（慣性など）を考慮して係留ロープを解き、離岸を補助します。

・荒天時 台風の接近や時化による避難で本港特別泊地に係留する船舶には係留状態を確認し、係留状態が不備な船舶には必要な指導および履行確認を行います。必要な係船具を持たない船舶も想定されるため、係留ロープ・防舷材を用意、また、安全に配慮しながら巡回を行い係留船舶及び泊地施設の破損防止に努めます。

【配置する有資格者等】

- ・ 2級以上的小型船舶操縦免許所有者 (国土交通省)
- ・ マリーナ安全管理者証所有者 ((社)日本マリーナ・ビーチ協会)
- ・ 救命技能認定証保有者 (日本各地の消防本部)
- ・ 第3級以上の海上特殊無線技士無線従事者免許証所有者 (関東総合通信局)
- ・ 海上安全指導員として管区海上保安部長より指定を受けた者 (第三管区横須賀海上保安部)
- ・ 安全パトロール艇 管区海上保安部長より指定を受けた船舶 (第三管区横須賀海上保安部)
- ・ 警戒船管理講習受講証明証所有者 (各海上保安部)
- ・ 警戒船業務講習受講証明証所有者 (各海上保安部)

② 施設及び設備の維持管理に関する業務

【日常管理・保守】

施設及び設備の巡視は、毎日2回（午前・午後）行い、軽微な損傷等についてはその場で補修・修繕を行います。大がかりな補修・修繕については東部漁港事務所へ報告・相談の上計画的に対処します。

実施状況は業務日報に記録し、報告致します。また、補修・修繕を行った場合は補修・修繕台帳に記録し、状況写真とともに保管して今後の維持管理に役立てます。

【定期点検・保守】

各定期点検は、法定点検・任意点検ともに台帳に記録し、状況写真とともに保管して今後の維持管理に役立てます。（適宜）

各点検の結果を踏まえ、要修繕箇所をランク別にし、修繕を実施します。

Aランク（緊急性の高い修繕項目）：即時の修繕を計画・実施します。

Bランク（緊急性の低い修繕項目）：損傷程度、修繕履歴、定期修繕期等を考慮し、適切な時期に修繕を実施します。

Cランク（予防保全修繕項目）：安全対策上損傷前に定期的修繕・改良を計画・実施します。

【植栽帯管理】

植栽に関しては、職員で対応する管理と外部に委託する管理に分けて対応します。

○ 職員で行う植栽管理

- ・ 手及び機械による除草
- ・ 中低木の軽微な剪定
- ・ 日々のゴミ清掃
- ・ 散水及び荒天後の潮流し作業

- ・ハチ及びその巣などの害虫駆除
- 外部業者に委託する植栽作業
 - ・施肥と病害虫駆除（専門性が必要な場合）
 - ・大掛かりな剪定（高所作業を伴う場合）
 - ・除草・剪定作業で生じた廃棄物の回収及び処理（一般廃物処理業者）

【清掃業務】

- 日常清掃
 - ・各施設の日常清掃は、毎日2回（午前・午後）行います。
 - ・特別な実施があった場合は業務日報に記録し、必要に応じて状況写真を撮影します。
 - ・その他、落ちているゴミや清掃が必要な場所を発見した時にはその都度清掃を行います。

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

(1) 利用促進のための取組

ア より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等

利用促進につながる事業の実施方針や取組内容等について、具体的に記載してください。人員配置の工夫や委託の実施等による効率化についても記載してください。

【実施方針・内容】

「うらり」では、販売促進活動（イベント、旅行会社への営業等）を積極的に取り組み、現在、年間130万人の来館者を数え、「うらり」の集客は、指定管理施設の利用促進につながると考えています。

併設する「うらり」を有効活用しながら当施設の利用を増加させるため、様々な販売促進活動にも取り組みます。

(1) みうら・みさき海の駅を活用したPR

2005年から本港特別泊地を含む「うらり」は、「みうら・みさき海の駅」として指定され、株三浦海業公社とスバル興業㈱は、「みうら・みさき海の駅セールスプロモーション事業」として様々なイベントを実施して利用を推進してまいりました。

- ・みうら・みさき海の駅フェスタ
- ・海の駅クルーズ（S S C）
- ・船上釣り教室
- ・うらりマルシェ秋・春の感謝祭
- ・大晦日サンセットクルーズ、元旦初日の出クルーズ

今後も両社では、様々なイベント実施し、「みうら・みさき海の駅」を全国に周知していきます。

(2) 利用者へのサービス

- ・本港特別泊地利用者等に対して、「うらり」のトイレ、シャワー、ロビー休憩所など利用していただきます。
- ・「うらり駐車場」「新港駐車場」と共に「交流広場駐車場」を一体的に管理することで、効率的な誘導を行い、周辺道路の渋滞緩和に努めます。
- ・三浦市の観光スポットとなっている「水中観光船」について内外装のリニューアル整備やクルージングやフィッシングといったマリンガイドによる案内を行うなど更なる観光スポットの創造に取り組みます。

(3) 本港特別泊地を活用した利用促進

- ・ヨットレースや釣り大会など実施し、本港特別泊地の周知を図ります。
- ・三浦市スーパーヨット誘致委員会と連携し、スーパーヨットの体験クルーズを実施し、本港特別泊地の周知を図ります。
- ・3つの海の駅「東京夢の島マリーナ海の駅」・「うらやす海の駅」（スバル興業株式会社運営）～「みうら・みさき海の駅」（株式会社三浦海業公社運営）～「よこはま・かながわ海の駅」間などの「海の駅クルーズ」を実施し、首都圏からのお客様誘致を図ります。
- ・利用者の強い要望により、夜間のトイレ、シャワーの利用をゴールデンウィーク及び、お盆等の繁忙時期に、1泊係留（利用者は夜間出港をしないことを条件とする。）の社会実験を検討しています。計画及び実施に関しては東部漁港事務所と協議しながら実現に向けて取り組みたいと思います。

(4) 交流広場を活用した利用促進

- ・交流広場から「うらり」2階ウッドデッキにおいてグランピングテイストの（仮称）バーベキューガーデンをオープンし、交流広場の利用促進及び施設の集客力を高めます。
交流広場に給排水インフラ整備としてシンクを設置して利用者の衛生・利便性の向上により利用を促進します。この給排水設備は、利用者が平等に利用できるものとし、二町谷埋立地沖で海上釣り堀を運営している「海王」（東京ベイリゾート）との協働により、釣った魚を交流広場でさばき、その場で食べることができるサービスも展開したいと考えます。
- ・バーベキューを組込んだイベント等をプロデュースし、機材貸出しから、設営、イベント運営一切の請負を可能とし、首都圏のお客様の誘致を図ります。

【人員配置の工夫・委託による効率化】

- （参考資料4）各年度想定収支・積算内訳による人員配置に準じた収支計画をご提案しますが、これまでの実務経験により計画人数での運営は厳しいと思います。しかしながら幸いに我々は当該地域にて各種サービスを提供する事業を展開していますので、職員を応援に回す工夫が可能です。これにより業務を安全に遂行する能力があります。
- 想定利用料収入および指定管理料からなる収支バランスの中では外注による支出は最小限にしなければならない為に委託による効率化は難しいと考えます。できることは職員で対応し、専門性・特殊性・危険性のある業務に限った委託を計画致します。

利用促進状況を把握するため、各年度の数値目標について、本港特別泊地の利用隻数、駐車場の利用台数を設定し、設定の考え方も併せて記載してください。

(イ) 利用隻数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度目標	1,500隻	1,530隻	1,560隻	1,590隻	1,620隻

<設定の考え方>

プレジャーボートの大型化に伴う総利用数の低下、近年の乗り物離れによる影響、景気動向やレジャーに対する価値観の変化により利用数が減少傾向にあり利用数を伸ばしていくことは難しいと考えますが、適切な管理運営と夜間利用に関する社会実験の取り組み等により約2%増/年度としました。

（過去3年度の実績平均 1,493隻）

(ア) 駐車場の利用台数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度目標	31,200台	31,800台	32,400台	33,000台	33,600台

<設定の考え方>

景気や天候の影響を受けて変動する傾向はありますが、平成28年度より利用実績を伸ばしている事から、令和3年度の目標を過去3年度の約平均としました。
次年度以降、約2%増/年度としました。

（過去3年度の実績平均 31,284台）

イ より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等

実施する事業の内容や対象者に応じて多様な手法を用いる等、効果的・効率的な広報・PRについて記載してください。

① インターネットHP及びSNSの活用

現在における情報収集の一般的な手段としてインターネットは広く普及しています。

広報・PRの重要な手段として両社インターネットホームページ、SNSによるオンライン情報の発信に積極的に取り組みます。

また、「みうら・みさき海の駅」ホームページのライブ映像による本港特別泊地の利用状況の発信を行います。

② ポスター・パンフレット・ガイドマップの作成及び配布

現地における広報・PR手段として紙媒体は観光施設の演出としても有効な手段と考えます。

わかり易く見えやすい掲示・設置を心がけ、広く利用者に見てもらえるようにします。

京浜急行三崎口駅ロータリーや敷地内等への案内看板の設置を継続して行きます。

③ その他

ヨット・ボート専門誌・旅行情報誌・新聞・コミュニティー誌を活用し、活動やイベントの告知などを積極的に行います。

また、海の駅ネットワーク・周辺マリーナ間の交流を通じて広く積極的な広報・PRを行います。

本年、8月より「うらり」では、映像制作支援部門を新設する予定であり、TV・雑誌等の映像媒体を活用したPR活動を行い、露出の増加を目指すほか、県内大学との産学連携により、新たに学生の視点を取り入れたPR活動も行ってまいります。

④ みうら・みさき海の駅を活用したPR

2005年から本港特別泊地を含む「うらり」は、「みうら・みさき海の駅」として指定され、(株)三浦海業公社とスバル興業(株)は、みうら・みさき海の駅セールスプロモーション事業として様々なイベントを実施しており、全国的にも知名度の高い「海の駅」になって来ています。

全国の海の駅を束ねる「海の駅ネットワーク」には海の駅ネットワークのホームページやイベント等で協力いただき、PRを行っております。

- ・みうら・みさき海の駅フェスタ
- ・海の駅クルーズ（SSC）
- ・船上釣り教室
- ・うらりマルシェ秋・春の感謝祭
- ・年末サンセットクルーズ
- ・元旦初日の出クルーズ

(2) 苦情要望等への対応

アサービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

利用者の意見・要望の把握方法や業務への反映の取組について、具体的に記載してください。また、トラブル発生時の対応方法について記載してください。

利用者の満足度の向上をめざしたサービスの提供

マリーナをはじめとする公共施設の管理運営で培った専門知識や経験を基に、利用者とのコミュニケーションを図り、利用者の安全確保と利用者の立場にたったサービスを提供します。サービスの実施にあたってはP D C Aサイクルを活用して継続的改善を行います。

本港特別泊地・本港環境整備施設の利用実態分析を行うため、利用者に対するアンケート・ヒヤリングを実施しニーズや意見の把握に努めます。

また、より多くのご意見を伺うために常設のアンケート BOX を設置してより多くのサンプルを収集分析します。

【アンケート・ヒヤリング方法】

- ・アンケート BOX を利用受付センター及び「うらり」内専用カウンターへ常設する。
- ・ヒヤリングは利用者とのコミュニケーション時に行います。
ヒヤリングした内容はアンケート用紙に転記して記録します。
- ・アンケート・ヒヤリングにより得たご意見ご要望などは収集分析の上モニタリング等への報告及び業務改善に活用します。

【トラブル・苦情・要望への対応】

トラブル・苦情・要望への対応において大切なことは利用者の立場になってお話を良く伺う事を考えます。内容を良く把握した上で出来るだけ迅速な対応を行い結果の検証を行います。

また、苦情・要望への対策では「未然予防」も重要と考えます。
過去に対応した内容や改善点及び良く問い合わせを受ける内容などはマニュアル化して職員間で共有し、発生の減少に努めます。

指定管理者での判断や対応が難しい内容については神奈川県東部漁港事務所と相談し、協議の上対応します。

イ 手話言語条例への対応

施設の特性に応じた、手話に対応できる体制の整備や研修、講習の実施等に関する計画について記載してください。

手話における職員対応には難易度が高く教育に多大な時間がかかり当該人員配備計画の範疇での実現は難しいものの、効果的な取り組みとして下記項目を実施いたします。

・外部専門講師による講習会の実施	1回/年
・手話学習アプリによる自主学習	適宜
・スマートフォン手話アプリ等の有効利用	常設
・手話アプリ等を使用していることを告知するバッヂの装着	常設
・手話アプリ等を使用していることを告知するポスターの掲示	常設

(3) 自主事業の実施

施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

自主事業の内容が施設の設置目的と合い、サービスの向上につながる事業で、規模、経費から実現可能なものをお記載してください。また、料金を徴収する場合には、額の設定の考え方についても記載してください。

① モーター艇によるクルージングサービス

目的：海辺の観光地で人気の高い観光船ですが、速力の出るモーター艇で海に出るプライベートタイプのサービスです。三崎のロケーションを活かして外洋の海を肌で感じられる「海の魅力を感じられる」サービスです。（SDGs）

規模：月4回程度実施目標

料金：乗合1名 3,000円～（利用者のオーダーにより変動）

② 海上釣堀渡船への特別泊地の一部有償提供

目的：地域振興及び地元団体・企業への協力と交流広場駐車場の利用促進

料金：1日 2,000円

③ バーベキューガーデン

目的：交流広場を有効利用した漁港の魅力を楽しめる魚食普及型の利用促進

規模：内交流広場を使用

料金：（例）テーブル・コンロセット（片付けゴミ処理料含む）1,500～

三浦の食材付きテーブル・コンロセット（片付けゴミ処理料含む）
3,000円～

④ 船舶への給水サービス

目的：必要不可欠である飲料水の提供 泊地利用者への利便性を配慮した利用促進

規模：一般ゴムホースによる給水

料金：1回 500円

(4) 利用料金

利用料金の設定の考え方

利用料金制度の趣旨・内容を踏まえ、利用料金の設定が施設の設置目的と合致している等、制度を活かした施設運営になっているか記載してください。具体的には、本港特別泊地、本港環境整備施設（駐車場）の利用料金は、神奈川県漁港管理条例（以下「条例」といいます。）に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定めることができます。

条例で定めた利用料金上限額（参考資料15）及び施設利用実績（参考資料6）を参考にして、利用料金を設定してください。また、利用料金設定の考え方や理由も併せて記載してください。ここで定めた利用料金については、指定管理期間内に社会情勢及び運営環境など指定管理者の責によらない大きな変化により利用料金を変更する場合以外は原則変更できませんのでご注意ください。なお、指定管理者の責によらない場合は、あらかじめ協議して知事の承認を得て利用料金を変更できるものとします。

【本港特別泊地】

本港特別泊地停係泊料金は漁港条例の定める上限額に準じます。

長さ 6M 以下の船舶	1隻1回 1,100円（税込）
長さ 6M を超える船舶	1隻1回 1,100円に 6M を超える長さ 1M までごとに 500 円を加算した額（税込）

1回の定義：1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。

長さの定義：各メーカーの公称値とします。

営業時間外利用者への対応など

- ・管理時間外に入港し、停係泊する船舶の料金は徴収しません。
- ・管理事務所の営業時間は 9:00～18:00 とします。
- ・管理時間外（18:00～9:00）における係停泊艇の一切の責任は船長にあるものとし、事故及びトラブルについて賠償の責任を負いません。

【本港環境整備施設区域の駐車場】

本港環境整備施設区域の駐車場駐車料金は漁港条例の定める上限金額の他に利用者の利用促進及び地域振興を目的とした割引サービスを提案いたします。

- ・1台1時間につき 210円（税込）
- ・入庫後 12 時間まで最大 630円（税込）とします。
- ・営業時間 終日
- ・地域振興として駐車場周辺店舗にて 1 時間無料サービス券を発行します。
サービス券は周辺店舗へ 105円で販売します。
- ・利用可能時間 24 時間 無休/通年
- ・管理時間 9:00～18:00

4 事故防止等安全管理について

(1) 事故防止対策、事故発生時の対応策

ア 水域施設内の事故防止をはじめとした指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容

事故防止に関するマニュアルの作成、職員研修の実施計画、停係泊利用者に対する安全指導などの内容を具体的に記載してください。なお、有資格者が配置できる場合はその旨を記載してください。

緊急時・災害時の体制の構築

これまでの本港特別泊地及び本港環境整備施設における業務での避難訓練やマリーナ運営でのレスキュー業務や道路維持業者として事故・災害時の対応の実績を活かし、事故防止に対するマニュアル作成とスタッフ教育によるスタッフのスキルアップ、利用者に対する安全への啓蒙活動を行い事故防止に努めるほか、緊急時には緊急時体制マニュアルをもとに緊急時・災害時の体制を構築し、人命救助を第一に対応します。

また、地震や津波等の災害発生時には、災害対策マニュアルに則り、利用者の安全確保及び誘導を行います。

【取り組み内容】

① スタッフの安全に対するスキルアップ

- ・(社)日本マリーナ・ビーチ協会開催の「マリーナ安全管理者養成講習会」の受講
- ・安全大会、安全衛生会議時の安全教育の実施
- ・各地の消防本部が開催する救命技能認定講習の受講

② 利用者に対する安全管理

- ・利用者の入港・出港状況を把握し、必要に応じて状況確認の連絡を行うなど安全航行に配慮します。
- ・気象状況、海象、水路情報などの情報を受付窓口に掲示します。
- ・気象庁からの強風、波浪、高潮、濃霧、暴風雨や地震による津波などに対する注意報、警報発令状況の提供や港内徐行、航路の遵守、進入自肃海域に係る安全航行に関する注意喚起を行います。
- ・小型船舶乗船時におけるライフジャケットの常時着用を利用者に呼びかけるとともに、海上保安庁作成のPRポスターの掲示、スタッフにおいても着用を義務付けます。
- ・曳波による被害・事故が発生しないように港内徐行を示すのぼり旗の設置や口頭による注意喚起を適宜に実施します。

③ 利用者に対する安全管理

- ・施設利用に関する案内や注意事項を掲示板にて周知します。
- ・施設の巡回等により危険な段差などを確認し除去する。また防犯上、施設への視界を妨げるようなものがないか確認し改善します。
- ・夜間、照明の照度が保たれているか確認し改良します。
- ・交流広場駐車場出入口から西側歩道横断歩道部にかけて交通誘導員（1名）を配置して事故防止に努めます。

【有資格者等の配置及び関連団体加盟・協力など】

- ・2級以上の小型船舶操縦免許所有者
- ・マリーナ安全管理者証所有者
- ・救命技能認定証保有者
- ・第2級以上の海上特殊無線技士無線従事者免許証所有者
- ・海上安全指導員
- ・海上安全指導船の配置
- ・警戒船業務及び管理者資格保有者
- ・神奈川県水難救済会加盟
- ・横須賀市消防局救助協力協定

【救助方法】

- ・落水等で要救護者が発生した際は、速やかに救助に臨み応援要請等必要な処置を行う。
- ・救助者は救命胴衣を着用の上、救命浮環・ボートフック・岸壁のラダーを用いて救助にあたり、必要に応じて作業船・救命ボート（インフレータブルボート）を出動させ救助にあたります。
- ・救助の際は、要救護者の状態を観察して適切な方法で救助を行う。その際、要救護者がパニック状態等であることが判明した際には引き込みに十分な注意と対応出来る人数で行う。
- ・心肺停止状態の場合はAED装置による蘇生処置を行う。尚その際感染症に対する十分な防護を行います。
- ・船舶が関連する救助については当該施設が加盟しているBANのレスキュー・マニュアルに沿って救助を行います。（BAN　（財）日本海洋レジヤー安全・振興協会 救助事業部）

イ 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針

事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案の認知時の連絡体制、対応マニュアル（救助方法を含む）や避難マニュアル等の作成、利用者の救助や避難を迅速に行う等安全面の確保を確実に行うことが可能となる人員体制、訓練の実施計画について具体的に記載してください。

【事故・災害発生時の措置】

- ・状況、情報を速やかに把握し、事故拡大防止及び利用者の適切な救助・誘導を行い、利用者の安全確保に努めます。
- ・緊急時連絡体制表に沿って東部漁港事務所はじめ各関係機関への迅速な連絡を行います。
- ・事故及び災害状況の把握に努め、当事者の確認や写真撮影などの記録の保管、その他適切な処理を行います。
- ・必要に応じて現状復旧を行うとともに、報告書を作成し東部漁業事務所に提出します。

[報告書の記載事項]

- ① 緊急事態の内容
- ② 発生日時
- ③ 発生場所
- ④ 関係者の氏名、人数
- ⑤ 連絡を受けた相手方、所属、電話番号
- ⑥ 連絡した関係者等及び連絡内容
- ⑦ 措置内容

【事故・災害発生時に対する備え等】

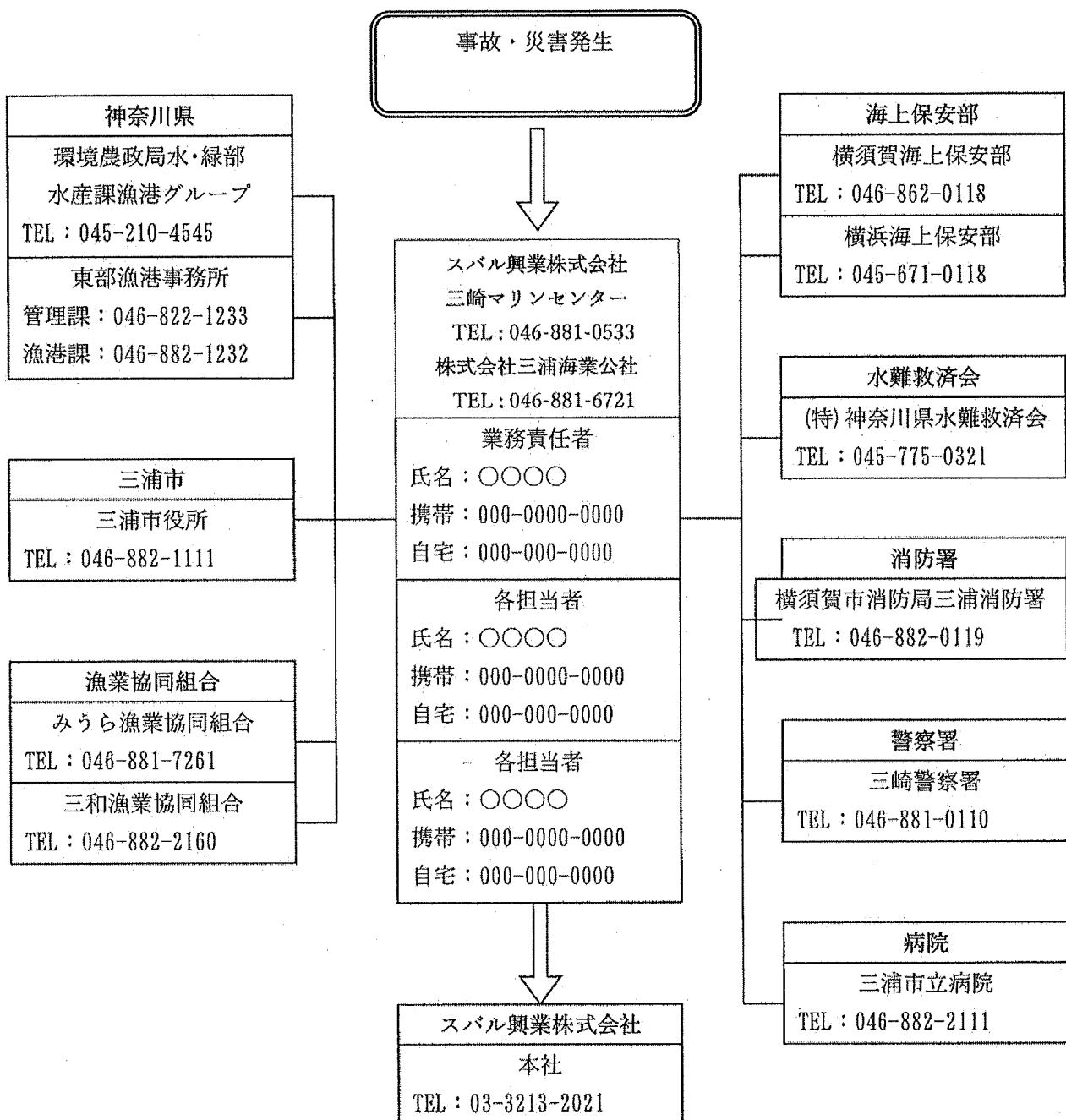
- ・事故・災害時のための利用者避難経路・退避場所の確保と周知徹底を図ります。
- ・救急車両の出入口、搬送経路を事前に確認します。
- ・消火器等救急用備品、保護具（ヘルメット、ライフジャケット）を保管します。
- ・緊急用資材等を確保し保管します。
- ・台風、波浪、高潮、大雨等の気象・海象状況を常に把握し、利用者に周知します。
- ・緊急時連絡体制表及び災害時の対応マニュアルを作成し、利用者向けに掲示するとともにスタッフ全員に周知させます。

【緊急時の連絡体制について】

緊急時には緊急時連絡体制表に従い速やかに対応します。

同表は各社管理事務所に掲示するとともに、スタッフ全員に周知します。

緊急時連絡体制表



*上記表中の○○○○や000-0000-0000表記は業務開始までに決定する。

【災害時対応マニュアルについて】

大雨・台風時及び地震発生時には、表-1、表-2により対応を行います。

対応マニュアルは各社管理事務所に掲示するとともに、スタッフ全員に周知します。

表-1 大雨・台風等の警備体制

		第一次警備体制	第二次警備体制	第三次警備体制
	風	1. 平均風速 15m/s 以上が予想される時 2. 台風影響範囲に接近した時	1. 平均風速 15m/s 以上で大雨を伴う時 2. 平均風速 20m/s 以上が予想される時	1. 平均風速 20m/s 以上で大雨を伴う時 2. 平均風速 30m/s 以上が予想される時
気象	雨	連続風雨が 50 mm に達し、尚降り続く見込みがある時 時間雨量が 20 mm を超すと予想される時 気象通報が発せられ天候悪化の恐れがある時	1. 台風の接近に伴い風雨が強くなり始めた時 2. 連続風雨が 100mm に達し、尚大雨が継続する時 3. 時間雨量が 20 mm を越し、尚大雨が継続する時	1. 連続風雨が 120mm に達し、尚大雨が継続する時 2. 時間雨量が 40 mm を越し、尚大雨が継続する時 3. 台風の進行経路に当たり、大雨が継続する時
	警備体制	職員が 1 名待機する	職員が 1 名待機し、状況が改善し安全が確認できるとき巡回を行う	職員が 2 名待機する。 荒天中が改善されてから被害状況の確認などの巡回を行う

表-2 地震時の警備体制表

		「震度3」の場合	「震度4」以上の場合	「震度5弱」以上の場合
初期点検	点検内容	重要箇所において外観点検を行う	全ての施設点検個所において重要箇所を優先して外観点検を行う	
	連絡	点検結果を報告する。 18時以降の点検被害のない場合は翌朝報告する。 被害のある場合はその都度報告する	点検結果を報告する。 18時以降の点検被害のない場合は翌朝報告する。 被害のある場合はその都度報告する	
詳細点検	点検内容	初期点検の結果、被害のあった場合及び施設への影響が予想される場合は、重要箇所において詳細点検を行う	初期点検の結果、被害のあった場合及び施設への影響が予想される場合は、重要箇所において詳細点検を行う	全ての施設において直ちに詳細点検を行う 必要に応じて避難する
	連絡	点検を実施した場合は結果を上長へ報告すること	点検を実施した場合は結果を上長へ報告すること	点検を実施した場合は結果を上長へ報告する
警備体制		地震発生後、速やかに自動的に点検を実施する	地震発生後、速やかに自動的に点検を実施する	地震発生後、速やかに自動的に点検を実施する 必要に応じて避難する

大規模災害時対応マニュアル

施設利用者に対し円滑に避難誘導を行うため、スバル興業株式会社と株式会社三浦海業公社における大規模災害時避難誘導を下記のとおり定める。

<避難誘導判断基準>

- ・三浦市周辺にて震度5以上の地震が発表された際は東部漁港事務所へ連絡。
- ・電気及び通信不通など連絡が取れない際は三浦市防災放送・ラジオ・インターネット等あらゆる手段により情報収集を行い独自に判断する。

<避難場所及び避難誘導本部>

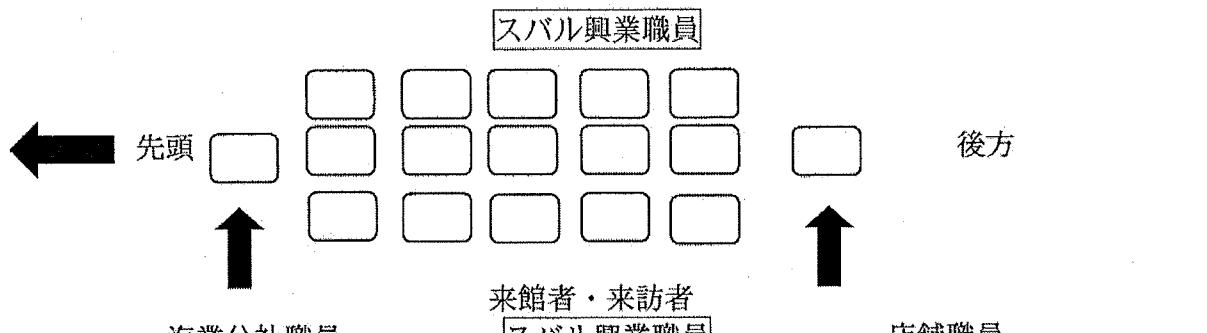
避難誘導本部は「うらり」管理事務所に設置する。

<避難場所>

避難場所は三崎小学校（三崎1丁目20番32号 徒歩10分）と定める。

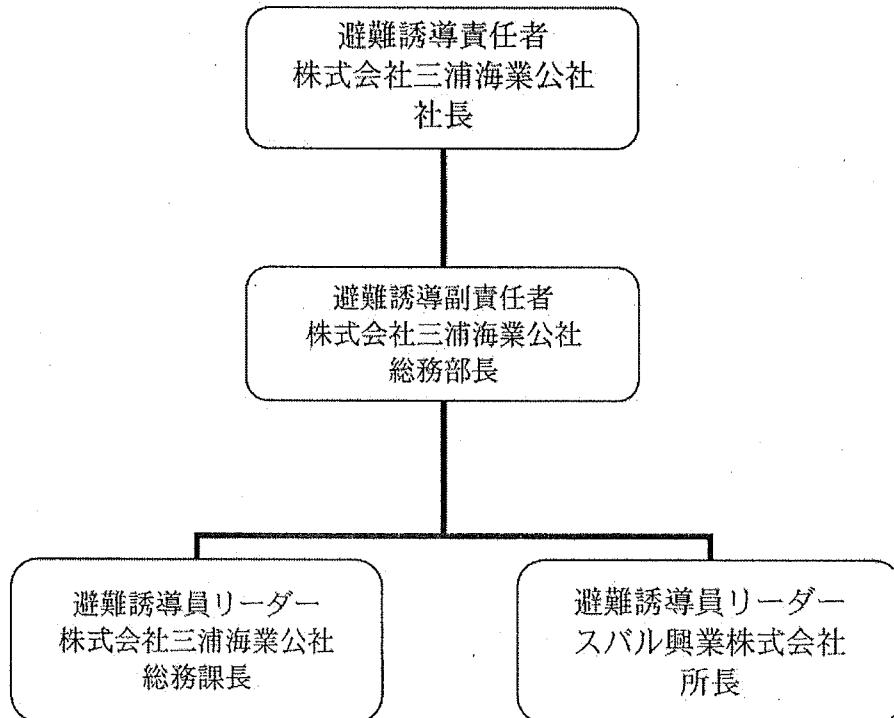
<避難周知方法>

- 1) 災害発生後に災害本部長が各関係者に避難指示を発令
- 2) 海業公社2階事務所職員が全館放送にて避難指示
(全館放送内容)
 - ・一時一分 一で地震が発生し、津波警報（注意報）が発表されました。
 - ・これより三崎小学校に避難致します。
 - ・誘導員の指示に従い慌てず、速やかに1階正面入口に集合して下さい。
- 3) 避難誘導責任者の指示の下、避難誘導員は拡声器や旗を使いゲストバース、交流広場、管理駐車場、うらり外周にいる来訪者に避難する旨を伝え、うらり1階正面入口に誘導する。
自動車やオートバイなどは使用せず、避難誘導員の指示の下1階正面入口に集合するように伝える。
- 4) 避難誘導員は無線で連絡を密にとりながら残された人がいないことを確認する。
逃げ遅れを防止するために施設利用者を1階正面集合後、各責任者は担当持ち場の誘導終了を避難誘導本部長に報告。
避難誘導副本部長の号令で避難を開始する。
海業公社職員を先頭にし、後方に店舗職員、両サイドにスバル興業職員を配置し来館者、来訪者を囲み、先導者の指示の下、避難を行う。



※下町商店街歩道の幅員は狭隘であったり、倒壊による通行障害がある場合は隊列を変化させて状況に応じた避難を行う。

<組織>



うらり避難誘導本部長 株式会社海業公社 代表取締役社長

うらり避難誘導副本部長 株式会社海業公社 総務部長

誘導 A (うらり 1F 共有部) 海業公社職員 6名

誘導 B (うらり 2F 共有部) 海業公社職員 7名

誘導 C (うらり産直店舗) 各テナントより総勢 17名

誘導 D (特別泊地・交流広場・交流広場駐車場・うらり外周施設) スバル興業 2名

<補足>

1) 津波到達まで時間がある場合

- ・通信が使える場合は東部漁港事務所へ連絡を行う。
- ・船舶の増しモヤイを行う。
- ・投錨を行う。
- ・船内に人が残っていないか確認する。
- ・施設内のお客さんに拡声器による避難誘導を行う。
- ・十分に余裕を取って職員も避難する。
- ・けが人がいる場合は必要な処置を行い、優先避難誘導を行う。

2) 津波到達まで時間が無い場合

- ・拡声器による避難誘導を行いながら、速やかに職員自身も旗などの目印を持って避難する。
 - ・施設利用者ができる限り引率し自身も避難する。
- ※体の不自由な方やお年寄りは誘導員が背負うか誘導員数人で介添えし移動する。
 ※館内放送より 3 分以内を目安に来訪者を 1 階正面入口へ誘導する。

※避難経路に倒壊等による通行障害がある場合は状況に応じた避難を行う。

<組織>

うらり避難誘導本部長 株式会社海業公社 代表取締役社長

うらり避難誘導副本部長 株式会社海業公社 総務部長

誘導 A (うらり 1F 共有部・交流広場・交流広場駐車場・歩道部) 海業公社職員 6名

誘導 B (うらり 2F 共有部) 海業公社職員 7名

誘導 C (うらり産直店舗) 各テナントより総勢 17名

誘導 D (特別泊地・交流広場・交流広場駐車場) スバル興業 2名

大規模地震への備え

- ・緊急持出袋・拡声器・無線機器の保守
- ・避難経路図の掲示及び事務所内に設置し配布分を備蓄しておく。
- ・緊急連絡先一覧表の掲示。
- ・定期避難訓練の実施（合同避難訓練）
- ・日頃から大規模災害の発生を想定し、各自対応方法をイメージしておく。

ウ) 急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）

利用者の救急救護のための人員の配置、救命に係る職員研修についての計画を具体的に記載してください。なお、看護師、救命救急士などの有資格者を配置できる場合はその旨を記載ください。

【人員配置】

- ・救命技能認定講習受講者及びマリーナ安全管理者証所有者を常時配置します。

【職員研修】

- ・各消防署本部が行う「救命技能認定講習」の受講
- ・（社）日本マリーナ・ビーチ協会が行う「マリーナ安全管理者養成講習会」の受講
- ・安全大会、実技講習会、安全衛生会議時の安全教育の実施
- ・AED取り扱い講習会の実施（AED機器メーカーによる実機による講習会）

上記研修・教育を実施します。

5 地域と連携した魅力ある施設づくりについて

(1) 地元関係団体との連携、協力

ア 地域人材の活用、地域との協力体制の構築

指定管理施設の運営にあたって、地域の人材活用や地域との協力体制に向けた取組方針や地域の実情に即した施設運営による利用者へのサービス向上に向けた取組方針について具体的に記載してください。

【地域の人材活用について】

- ・職員・臨時職員の採用は地域在住者の積極的な採用に取り組みます。
- ・一部業務の委託の取り組みの方針に沿った地域人材の活用をします。

【地域との連携、協力体制について】

- ・当該施設は地域における観光の要的な存在になりますので、行政、各種団体・企業、三崎漁港関係者、地域住民・店舗と深く連携・協力体制を築いてまいります。今後も重要な業務として積極的に取組んで参ります。
- ・横須賀市消防局 救助協力協定の締結
- ・横須賀海上保安部 海上安全指導員の任命（2名）
- ・BAN レスキューステーション加盟

【地域実情に即した運営とサービス向上への取組方針】

「うらり」の集客は、指定管理施設の利用促進につながるとしております。
さらに集客を増大させるため、指定管理施設を活用した販売促進ならびにサービスの向上に取り組みます。

- ・地域連携イベントの企画・運営
- ・トイレ、シャワー、ロビー休憩所などの提供
- ・レンタルサイクル、レンタルポート、観光船・渡船事業の継続運営及び充実
- ・本港特別泊地を活用したオープンヨットレース、釣り教室などの海の豊かさを楽しんで感じてもらえるサービスの継続運営及び充実
- ・交流広場における上下水施設の整備など

イ 地元関係団体が指定管理施設を利用する地域振興事業及びイベントへの連携・協力
地域と連携して魅力ある施設運営を実現するため、地元関係団体等が指定管理施設
の

利用を含めて行っている地域振興事業やイベント等に対する連携・協力について、具体的な取組計画を記載してください。

また、既存イベント等との連携に加え、新たに地域との連携を深めるための具体的な計画について記載してください。

具体的な計画として、下記（参考）にある取り組みは現在スバル興業株式会社と株式会社三浦海業公社が運営を行っています。

今後も同運営を継続して実施し、更なる充実への取り組みにより指定管理施設の発展に貢献したいと考えています。

(参考)

地域と連携した魅力ある施設づくりについては、平成22年10月12日付けて神奈川県議会環境農政常任委員会から次の付帯意見が提出されておりますので参考としてください。

- 株式会社三浦海業公社が実施している水中観光船、渡船及びレンタルボートの営業が、継続できるとの認識を新たな指定管理者にしっかりと持たせ、県、現在の指定管理者など関係団体が、基本協定時までに協議の場を設けて、県が責任を持って調整を図ること。

これを受け関係者で調整した結果、次の事業が継続されています。

事業主体	事業内容	実施場所
株式会社三浦海業公社	水中観光船、レンタルボート	本港特別泊地
スバル興行株式会社	渡船	(接岸距離51m)

- 三崎漁港の発展のために、地元の漁業者など関係団体が、指定管理施設を活用して行っている取組が、今後とも円滑に実施されるように、新たな指定管理者を県が指導すること。今後、指定管理施設の運営と地域との連携等について、問題が生じた場合には、適宜、県が主体となって、新たな指定管理者と地域の関係団体との協議の場を設け、問題の解決を図ること。

これを受け、平成23年7月から関係団体で構成する三崎漁港活性化推進調整協議会が開催され、イベント等の情報共有と関係機関の連携強化に関してこれまで6回の協議が行われています。

関係団体が連携して実施している主なイベント

イベント名	主催	現指定管理者の協力内容
三崎港町まつり	実行委員会	施設利用、イベント運営
三崎・城ヶ島花火大会	実行委員会	への協力等
みうら・みさき海の駅フェスタ	株式会社三浦海業公社	

地元関係団体が指定管理施設を活用して行っている地域振興事業

事業主体	事業内容	実施場所	現指定管理者の協力内容
みうら漁業協同組合	海上釣堀渡船事業	釣客の乗下船等で本港特別泊地に1日4回接岸	自主事業として特別泊地の一部を有償提供している。

○その他（駐車場の割引）

現指定管理者は地域振興の観点から駐車場1時間無料券（210円）を周辺店舗へ103円で販売しています。

II 管理経費の節減等について

6 節減努力等について

収支計画書及び経費積算内訳書（様式3）により審査しますので、記載は不要です。

【留意事項】

※ 次の場合には、選外とします。

- 県が積算した指定管理料（5年間の総額）を超える提案。
- 提案額の積算に重大な誤りがある（業務に必要不可欠な経費が積算されていない等）。
- 積算の内容が法令の規定等に抵触している（人件費単価が最低賃金法の最低賃金額を下回る等）。

※ 提案額の積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の項目を0点とします。

（例）

- 再委託先への発注額が極めて低い。
- 人件費単価は最低賃金額以上ではあるが、県の積算単価を大幅に下回り、指定管理業務の実施に支障が生じるおそれがあるとき。

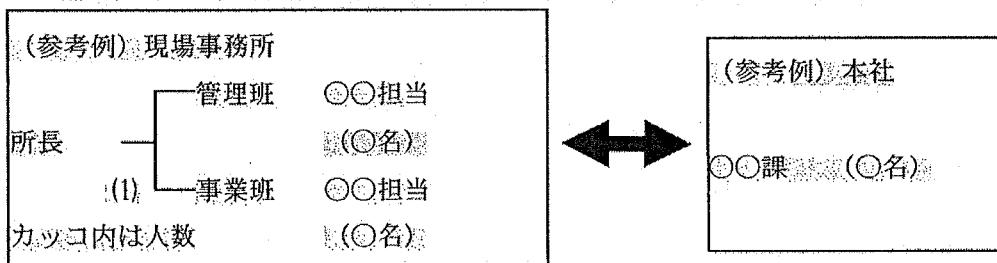
III 団体の業務遂行能力について

7 人的な能力・執行体制について

(1) 人的な能力・執行体制

ア 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うために必要となる現地での人員の配置等の計画や、本社等との連携や支援体制等について記載してください。



【現場事務所人員体制】

所長 1名 (管理、業務、事務)
職員 1名 (業務、事務)
職員 1名 ((業務 (案内・受付)、事務)
↑
(無償支援 3名)
・スバル興業株式会社 社員 (常時)
・株式会社三浦海業公社 社員 (常時)

上記3 (1) アへのご説明の通り、県が試算する人員配置計画では当該業務量を遂行することは難しいと考えます。

業務の性質から日常的に危険を伴う作業がある事からも JV が運営する付帯観光施設業務及びスバル興業が運営するマリーナ等より常時支援を行います。

これにより労働基準法及び労働環境の安全衛生を確保して指定管理業務の遂行を可能とすることが出来ると考えます。

また、利用促進の観点から取り組む各種業務には更なる人員が必要となります、同様に社員による支援を行います。その際に発生する人件費は指定管理業に計上しません。

イ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

指定管理業務の主たる部分となる業務外で業務の一部を委託する場合、業務の履行確認の方法について具体的に記載してください。

【委託業務における履行確認】

- ・委託業務内容を見積書・発注書により明確にして記録します。
- ・工事を伴う場合は職員による立会確認を行い着工前一工事中一完了確認を行います。
また、施工業者より工事写真を提出してもらい保管します。
工事請負契約書類等を文章管理規定により保管する。（設計・施工図など含む）
- ・品物の場合は検品をして納品書を保管します。
- ・事業所ゴミ（一般廃棄物）処理は専門業者へ委託を行い、一般廃棄物管理票（マニュフェスト）を受け取り5年間保管します。

ウ指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員の採用状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況

指定期間を通じて安定して、指定管理業務を行うための人材育成計画について、実施時期や研修内容等について記載してください。また、この業務に併せて職員を採用する場合はその採用計画（時期、期間、要求する能力等）について詳しく記載してください。

また、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策等労働環境の確保のための方針について記載してください。

【スタッフ教育・研修】

- 接客・サービス研修（年1回実施）
顧客対応・電話対応・一般マナー・ホスピタリティの向上
- 災害対応・防災研修（年1回実施）
各種災害時対応訓練・災害時対応教育
- 安全大会（年1回実施）
安全衛生教育・事故防止教育
- 救命技能認定講習（年1回）
応急処置・急病対策、AED使用方法教育
- 泊地担当技能向上研修（泊地スタッフ・年1回）
社団法人日本マリーナ・ビーチ協会が開催するマリーナ安全管理者講座の受講
泊地担当スタッフのスキルアップ
- 安全衛生会議（月1回）
安全衛生教育・事故防止教育

- 語学学習（年1回）
手話講習会 年1回
手話・英語学習 アプリケーションによる自主学習（適宜）
- 定例ミーティング（月1回）
スタッフの相互情報交換、CS向上、実務における危険予知訓練など
- 新規配置者教育・新人研修（新規配置者、新人・隨時）
本港管理運営基準、関係法令、接客・サービスの研修、専門技術など

【新規職員の採用】

- ・新規職員の採用時期にあっては補充の必要があった際に積極的に地元より採用を行います。

【労働時間短縮の取り組み】

- ・当該業務時間である9:00から18:00以外の業務はイベント対応などの特別な場合を除き行いません。

【ハラスメント対策】

KI05-04 セク・ハラ防止マニュアル 20150801

職場におけるセク・ハラ防止マニュアル

セク・ハラ防止委員会

1. 目的

当社は、すべての従業員が個人として尊重され、お互いに信頼しあって働くような職場環境をつくり、これを維持していくことを何よりも重要と考えています。

セクシュアル・ハラスメントは、職場の環境を悪化させ、従業員の人権や働く権利を侵害し、その労働条件に不利益をもたらすものであり、また、企業秩序を乱し、業務の円滑な遂行を阻害し、企業の効率的運営に重大な影響を及ぼすものです。

したがって、当社はセクシュアル・ハラスメントを明確に禁止します。

どの従業員による、どのような形態のものであっても、これを黙認し、見過ごすようなことはありません。

このことは、セクシュアル・ハラスメントの対象となる者が当社の従業員以外の者であっても同様です。

また、当社では、従業員以外の者によるセクシュアル・ハラスメントについても、その防止を心がけるとともに、その迅速かつ効果的な解決に向けての努力を惜しません。

2. セクシュアル・ハラスメントとは

セクシュアル・ハラスメントとは、「相手方の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させること」をいいます。

3. セクシュアル・ハラスメントとみなされる言動

セクシュアル・ハラスメントは、発言や視覚、身体的接触、さらには性暴力に及ぶものまで、具体的には様々な態様の行為となって行われます。

- ・発言（性的な冗談・からかい、食事・デートへの執拗な誘い、意図的に性的な噂を流す、個人的な性的体験等をたずねる、性的な経験談を聞かせる等）
- ・視覚（ヌードポスター・わいせつ図画の配布・掲示等）
- ・行動（胸や腰などをじっと見る、身体への不必要的接触、性的関係の強要、強制わいせつ行為、強姦等）

4. セクシュアル・ハラスメントの相談・苦情の申し出

セクシュアル・ハラスメントの被害を受けていると思う従業員は、上司あるいは社内に設けられた相談・苦情処理窓口の担当者に相談・苦情を申し出ることができます。

この申し出は、セクシュアル・ハラスメントの直接の被害者だけでなく、他の従業員に対するセクシュアル・ハラスメントを不快に思う従業員によっても行うことができます。

相談・苦情処理窓口担当者

東北地区 東北支店長
関東地区 本社総務部長
関西地区 関西支社長

5. 苦情の処理、解決

管理職等の職場の管理責任者あるいは相談・苦情処理窓口の担当者は、職場でセクシュアル・ハラスメントの発生を認めたり、従業員からセクシュアル・ハラスメントの苦情申し出があった場合には、速やかに調査を開始しなければなりません。

この調査では、必要な場合には当事者のみならず、その他関係者に対しても事情を聴取することがあります。

また、すべての従業員は、セクシュアル・ハラスメントに関する相談・苦情を申し出たことや苦情の調査について証言等を行ったことを理由として、報復や不利益な扱いを受けることはありません。

被害者に対しては、可能な限り最善の救済を行います。

6. プライバシーの保護

相談・苦情の申し出や処理に際しては、プライバシーを守るための最善の努力を払います。

7. 制裁

公正な調査によりセクシュアル・ハラスメントの事実が確認された場合、加害者である従業員は、その他の服務規律違反と同様、就業規則第67条（懲戒）により制裁の対象となります。

8. 財政的な能力について

(1) 財務状況

安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い

事業報告書、貸借対照表、損益計算書等により審査しますので、記載は不要です。

9. コンプライアンス、社会貢献について

(1) コンプライアンス、社会貢献

ア 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規定の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）

法人又は団体における企業倫理等に関する諸規定の整備状況と諸規定及び施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの関係法令遵守を徹底するための取組状況について具体的に記載してください。

労働条件審査の実施計画（団体自身での労働条件の確認も可）など労働条件の確認方法について記載してください。

申請開始の日から起算して過去3年間の労働基準監督署・年金事務所等からの指摘事項の有無について記載するとともに、ある場合はその事案毎に指摘事項の概要と労基署等への報告内容（是正内容、是正完了年月日など）等対応状況について具体的に記載してください。

*グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください

【スバル興業株式会社】

KI05-02 コンプライアンスの綱領 20150801

コンプライアンスの綱領（「コード」）

1. 総則

法規範の遵守

法令を遵守することはもとより、社会規範を尊重し、良識ある企業活動を心がけます。

- (1) 国内外の法令を遵守します。
- (2) 当社に求められる企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動します。

2. 社会との関係

社会への貢献

企業市民として積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与します。文化・芸術の支援、地域社会への協力、ボランティア活動への参加、国際社会への貢献などの社会貢献活動を継続的に実施し、企業市民としての役割を果たします。

各種業法の遵守

取扱商品・サービスに係る関係業法を遵守し、許認可取得および届出等の手続を確実に実施します。

寄付行為・政治献金規制

- (1) 政治献金や各種団体等への寄付などを行う際には、公職選挙法や政治献金規制法などの関係法令を遵守し、正規の方法に則って行います。
- (2) 各種献金・寄付の実施については、事前に社内規程に従って承認を受けます。
- (3) 贈賄・利益供与や違法な政治献金はもとより、政治・行政との癒着というような誤解を招きかねない行動を厳に慎み、健全かつ透明な関係作りに努めます。

反社会的勢力との関係断絶

- (1) 違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。
- (2) 反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。
また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ったりしません。
- (3) 会社またはみずからの利益を得るために、反社会的勢力を利用しません。
- (4) 反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行いません。

環境保全・保護

- (1) 製品の研究、開発、製造、販売および廃棄等にあたっては、常に環境保護の重要性を十分に認識し、環境に関する条約・法令等を遵守したうえで、環境に配慮した製品作りを行います。
また、拡大生産者責任の考え方に基づいて、製品のライフサイクル全般を通して廃棄物の発生の抑制に努めます。
- (2) 環境意識の向上を図り、リサイクル製品の購入やペーパーレスを図ることによる紙資源の節約といった環境保護活動に積極的に参加します。

3. 顧客・取引先・競争会社との関係

製品の安全性

- (1) 製品の製造、開発、輸入、保管、販売、輸送、輸出、補修・修理等にあたっては、常に安全性に留意し、製品の安全に関する法律および安全基準を十分理解し、これを遵守するとともに、より高度な安全性を目指します。
- (2) 製品の安全性に関する情報を入手した場合、直ちに事実関係を確認します。また、問題があることが判明した場合には、関係部署に連絡し、適切な対応をとります。

独占禁止法の遵守

いかなる状況であっても、カルテルや談合、再販売価格の維持、優越的地位の濫用など独占禁止法違反となるような行為を行わず、公正で自由な企業間競争を行います。

- (1) 同業者間や業界団体で、価格、数量、生産設備についての協議・決めを行ったり、入札談合を行うなど不当な取引制限を行いません。
- (2) 同業者間や業界団体で共同して、特定の事業者（安売り販売業者など）や新規事業参入者との取引を拒絶したり、販売先の販売価格を拘束するなど不公正な取引方法となるような行為を行いません。

購入先との適正取引、下請法の遵守

購入先との取引においては、良識と誠実さをもって接し、公平かつ公正に扱います。

- (1) 複数の業者の中から購入先を選定する場合には、品質、価格、納期、技術開発力、安定供給等諸条件を公平に比較、評価し、最適な取引先を決定します。
- (2) 購入先の選定や評価に立場上影響力を持っているかどうかに関わりなく、特定の購入先に有利な待遇を与えるような影響力を行使しません。
- (3) 取引先に製造委託または修理委託を行う際には、下請法を十分に理解したうえで支払遅延等の行為を行わないように留意し、契約および取引を行います。

不正競争の防止

- (1) いかなる理由があっても、窃盗等不正な手段により他社の営業秘密を取得・使用しません。
- (2) 不正な手段により取得されたものであること、またはそのおそれがあることを知りながら、他社の営業秘密を取得・使用しません。

接待・贈答

- (1) 公務員またはこれに準ずる者に対する接待・贈答は行いません。
- (2) 取引先への接待・贈答を行う場合は、一般社会的な常識の範囲内とします。

(3) 顧客や取引先等からの接待・贈答を受ける場合は、あくまで一般社会的な常識の範囲内とします。

外国公務員贈賄禁止

外国政府や地方公共団体の役職員に対して、営業上の不正な利益を得るために、またはビジネス上の便宜供与の見返りとして、金銭等の利益の供与を行わず、その約束・申し出もしません。

適正な宣伝・広告

宣伝広告活動にあたって発信する文書・情報には、他社を誹謗・中傷するような表現や社会的差別につながる用語は一切使用しません。

また、比較広告を行う場合には、事実により裏づけられていることと、比較した時点において完全・正確で誤解を招くものでないことを確認します。

4. 株主・投資家との関係

経営情報の開示

株主・投資家等に対して、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を的確に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝え、それらに対する意見・批判を真摯に受け止めます。

インサイダー取引の禁止

業務遂行上、当社や関係会社または取引先の内部情報を知った場合は、その情報が正式に公表されるまでは、それらの会社の株式・社債を売買しません。

当社や業務上関係のある会社の株式を購入・売却する際には、あらかじめ内部情報の有無を確認します。

このような行為は、中間に人を介在させたり、個人的な利益を得ない場合であっても許されないことであり、行いません。

5. 社員との関係

人権尊重・差別禁止

常に健全な職場環境を維持することに努め、各自の人権を尊重し、差別につながる行為は一切行いません。

- (1) 出生、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、各種障害、趣味、学歴などに基づく非合理なあらゆる差別を行いません。
- (2) 暴力、罵声、誹謗・中傷、威迫による業務の強制、いじめなどによる人権侵害行為は行いません。

セクシュアルハラスメント

- (1) 性的嫌がらせ、または他人に性的嫌がらせと誤解されるおそれのある行為は行いません。
- (2) 相手に不快感を与える性的な言動や行為は、これを一切行わないとともに、他人がこれを行わないよう防止についても徹底します。

プライバシーの保護

業務上知りえた従業員および社外の人間の個人情報については、業務目的のみに使用し、厳重に管理します。

また、外部に情報が漏洩しないよう厳重に管理します。

職場の安全衛生

安全・衛生の確保を最優先とし、安全で衛生的な職場環境の整備に努め、また、業務上の安全・衛生に関する法令等を理解し、これを遵守します。

万一、業務上の災害が発生した場合は、事故を最小限に止め、また、再発を防止するため、即時報告等所定の手続を確実に実施します。

労働関係法の遵守

労働関係法を遵守し、働きやすい健康な職場環境の維持に努めます。

- (1) 労働基準法以内の労働にとどまるよう、勤務日や勤務時間の管理を徹底します。
- (2) 過度な労働、残業等を強いるような業務の押しつけは、一切行いません。
- (3) 管理者は、部下の心身の健康状態に常に留意します。

6. 会社・会社財産との関係

就業規則の遵守

従業員は、常に就業規則を遵守します。

- (1) 就業規則に定められた禁止事項は一切行いません。
- (2) 就業規則にもとるような不正または不誠実な行為は一切行いません。

適正な会計処理

会計帳簿への記帳や伝票への記入にあたっては、関係法令や社内規程に従って正確に記載します。

虚偽または架空の記載を行ったり、簿外の資産を築いたりしません。

利益相反禁止

会社と利害関係の対立を起こすような活動に関わらないようにします。

- (1) 従業員、コンサルタント等として、競争会社や取引先のために働くかず、また、金銭上の関係を持ちません。
- (2) 会社の取引先として事業を行いません。

政治・宗教活動の禁止

就業時間中に、政治活動や宗教活動を行いません。

- (1) 就業時間中に、政治団体への勧誘、選挙の際の投票の依頼、選挙活動などの行為は一切行いません。
- (2) 就業時間中に、宗教団体への勧誘、信条の押しつけ、寄付の依頼、勧誘パンフレットの配布などの行為は一切行いません。

企業秘密の管理

企業秘密は適切に管理し、会社に無断で社外に開示・漏洩しません。

- (1) 自社および他社の企業秘密は厳重に管理して、社外に漏洩したり、業務目的以外の目的には使用しません。
- (2) 会社の秘密情報を社外に開示する場合は、秘密保持契約を結ぶなど、予期せぬ漏洩の防止に備えます。
- (3) 他社の企業秘密を盗用したり、他社から許された目的以外に使用しません。
- (4) 退職後も、会社の秘密情報や社外から入手した秘密情報を漏洩したり、いかなる目的にも使用しません。

会社資産の適切な使用

会社の資産は、効率的に活用し、常に利用できる状態におく必要があることを認識し、有形無形を問わず、毀損、盜難等を防ぐよう適切に取り扱います。

個人的な目的で会社の資産や経費を使用しません。

情報システムの適切な使用

- (1) 会社の情報システムは業務のためのみに使用し、個人的な目的のために使用しません。
- (2) 会社の情報システムに関わる ID やパスワードは厳重に管理し、社外への漏洩を防ぎます。
- (3) 他人の ID やパスワードを盗用したり、他人のコンピュータシステムに侵入したりしません。

知的財産権の保護

会社の知的財産権は、重要な会社資産であり、これらを適切に利用し、その権利の保全に努めます。

- (1) 製造・開発活動による発明については、速やかに特許出願を行うなど、会社の知的財産権の保全に努めます。
- (2) 他者のコンピュータソフトの無断コピーなど、他者の知的財産権を侵害するような行為は行いません。
- (3) 取引先の知的財産権は適切な契約を締結したうえで使用し、不正に使用しません。

7. 附則

本コードの適用範囲

本コードは、スバル興業グループのすべての従業員に適用します。
また、派遣契約やパートタイム契約に基づき勤務する者に準用するものとします。

本コードの改廃

本コードの改廃については、取締役会の承認を得るものとします。ただし、軽易な改廃については常務会の審議を経て社長の決裁により行うものとします。

相談・申告窓口

- (1) 本コードの内容や解釈に関して疑義が生じた場合の問い合わせ窓口は次のとおりとします。

東北地区 東北支店長
関東地区 本社総務部長
関西地区 関西支社長

- (2) 本コードに違反する行為または違反のある行為については、これを発見した場合または自ら行った場合を問わず、速やかに所属長または(1)の担当者のいずれかに報告します。
- (3) 報告者は、報告したという事実により何ら不利益を被りません。

罰則

本コードに違反する行為をした者や本コード違反を放置した者については、就業規則その他の社内規程に基づいて処罰するものとします。

コンプライアンス・リスク管理規程

(目的)

第1条

この規程は、役員および従業員が法令・社内諸規程・企業倫理（以下、併せて「法令等」という。）を遵守し、会社が適切にリスクを管理することにより、経営の健全性を維持するとともに、コンプライアンスを尊重する企業風土を確立し、もって業務の信頼性および効率性を確保することを目的として定める。

(用語の定義)

第2条

この規程において用いる用語の定義は次のとおりとする。

① 役員および従業員

スバル興業株式会社（以下「会社」という。）および子会社の取締役・監査役・参与・相談役・顧問、および社員・嘱託・受入派遣社員・契約者・アルバイトその他の従業員。

② リスク

会社に関わり、会社、子会社、役員および従業員、または他者の生命・身体・財産その他の利益の損失につながる危険。

(適用範囲)

第3条

この規程は、会社および子会社に適用するものとする。

(法令・企業倫理遵守義務)

第4条

- 1 役員および従業員は、「スバル興業グループ行動規範」に従い、法令等を遵守し行動しなければならない。
- 2 役員および従業員は、法令等に反する行為を指示・教唆してはならず、また、法令等に反する行為の指示・教唆に従ってはならない。
- 3 役員および従業員は、他の役員および従業員の法令等に反する行為を黙認してはならない。

(組織)

第5条

第1条の目的を達成するため、会社内にコンプライアンス・リスク管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の各事項を行う。

- ① 法令等の遵守と社会規範尊重の周知に関する事項
- ② リスクの情報収集とその対策に関する事項
- ③ 内部統制システムの構築推進および運用に関する事項
- ④ 第1条の目的に関わる通報・相談についての調査およびその処置に関する事項
- ⑤ その他第1条の目的達成に必要な事項

3 会社各部門および子会社にコンプライアンスリスクマネージャーを置き、前項の委員会が行う事項を実務的に推進し、円滑な運用を図る。

(委員会の構成)

第6条

1 委員会の構成は以下のとおりとし、委員長および委員は社長が任命する。

委員長 1 名

委 員 若干名（うち1名以上は監査等委員である取締役であることを要する。）

2 委員長は、委員会を代表する。

3 委員会の事務局は管理本部総務部に置き、事務局長は管理本部総務部長とする。

4 委員会は、必要に応じ前条の業務を事務局に委任することができる。

(通報・相談窓口)

第7条

委員会は、第1条の目的に関わる通報・相談窓口（以下「窓口」という。）を設置し、事務局長がこの運営に当たる。

(通報・相談)

第8条

1 役員および従業員は、次の場合は、前条に定める窓口に速やかに通報しなければならない。

- ① 自らが法令等に反する行為を行ったことを知ったとき
- ② 他の役員および従業員の法令等に反する行為を知ったとき
- ③ リスクを察知し、職制を通じた経路でその回避しがたいとき
- ④ 内部統制システムについて、運用ルールに反する行為を知ったとき、または運用ルールの変更が必要と判断した場合で、職制を通じた経路で、その解決しがたいとき

- 2 役員および従業員は、次の場合は、前条に定める窓口に相談しなければならない。
 - ① 自らが行った、または行おうとする行為が法令等に反するかどうかの判断に迷うとき
 - ② 他の役員および従業員の行為が法令等に反するかどうかの判断に迷うとき
 - ③ リスクの可能性を察知し、職制を通じた経路でその回避しがたいとき
 - ④ 内部統制システムについて、運用ルールに反する行為を知ったとき、または運用ルールの変更が必要と判断した場合で、職制を通じた経路でその解決しがたいと思われるとき
- 3 通報・相談は、匿名で行うことができる。
- 4 通報・相談は、誹謗・中傷その他の不正な目的をもって行ってはならない。

(通報・相談の対応)

第9条

- 1 通報・相談を受けた窓口は、速やかに文書をもって委員長へ報告しなければならない。
- 2 委員長は、窓口から通報の報告を受けたとき、または相談の報告を受け必要と認めたときは、当該通報または相談にかかる事項について事実確認の調査を経て、委員会を招集し、適切な対策に関する審議を主催し、迅速に処置を行わなければならない。
- 3 役員および従業員は、委員会の調査に対し、法令または社内諸規程に反しない限り協力しなければならない。
- 4 委員会は、通報・相談者が通報・相談により不利益を被ることがないようその保護に万全を尽くさなければならない。
- 5 会社および子会社ならびに役員および従業員は、通報・相談者に対し、通報・相談を理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。
- 6 委員会は、実名での通報・相談者に対しては、第2項の調査結果等を相当の期間内に報告しなければならない。ただし、委員会が、事案の性質等に鑑み報告することが不適當と判断した場合は、この限りでない。

(報告)

第10条

- 1 委員長は、委員会を招集した場合、その審議の結果および委員会による処置の内容を取締役会に報告しなければならない。
- 2 前項の場合、委員長は、通報・相談者に関する情報を秘匿することができる。

(罰則)

第11条

この規程に違反した者は、就業規則その他の定めるところに従い懲戒に付すものとする。

(付則)

- 1 この規程は、平成29年4月27日より実施する。
- 2 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に必要な事項は、別途定める規則または細則による。

- 3 この規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。ただし、軽微な変更については、社長の決裁により行うものとする。

【株式会社三浦海業公社】

全従業員が法令及びルールを遵守し、社会規範に従い、高い倫理観を持って責任ある行動をとるため、毎月、社長を含めて安全教育会議を実施しています。

会社の組織として確立した運営を行っていくため、次の規程を設けています。

① 基本規程

社章規程、定款、株式取扱規則、取締役会規則

② 組織規程

組織・業務分掌規程、職務権限規程

③ 人事労務関係規程

従業員就業規則、育児休業・育児のための深夜業の制限及び育児短時間勤務に関する規程、介護休業・介護のための深夜業の制限及び介護短時間に関する規程、従業員退職金規程、従業員給与規程、従業員の初任給及び昇格基準に関する細則、従業員の評価給に関する細則、役員の給与等に関する規程、旅費規程、臨時従業員就業規則、契約従業員就業規則、慶弔見舞金規程、保養施設利用助成金交付規程

④ 事務関係規程

事務規程、会計規程

労働条件審査の実施については、弊社は弁護士と顧問契約をしており、規程等の確認を隨時実施しております。

【労働基準監督署・年金事務所等からの指摘事項の有無について】

- ・スバル興業株式会社 指摘事項はございません。
- ・株式会社三浦海業公社 指摘事項はございません。

イ 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

「神奈川県環境方針」に配慮した、指定管理業務を実施する際ににおけるごみの減量化、再生紙の活用、グリーン購入等に関する運官方針について具体的に記載してください（「神奈川県環境方針」については参考資料 [1] のとおりです）。

「神奈川県環境方針」に準じた重点実施項目

- 1 循環型社会づくりのために、環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、廃棄に当たっては、資源の有効活用や適正処理を図ります。
- 2 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に取り組み、自ら率先して地球温暖化の防止に努めます。
- 3 環境と都市の共生に向けて、公共工事の構想・計画から工事完了段階に至るまで、各段階に応じた環境配慮を行い環境負荷の低減と良好な環境の創造に努めます。
- 4 地域と地球の環境を保全するために、神奈川県環境基本計画に追従した運営を行います。
- 5 本来業務の改善により環境負荷を低減させるとともに、プラスの環境影響をさらに増加させるよう努めます。

ウ 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

(ア) 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

*グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください

○障害者雇用状況(令和元年6月1日現在)※1

法定雇用障害者数の算出 定の基礎となる労働者 数(A)	うち常用雇用 障害者数(B)	実雇用率 (B)/(A)×100	不足数 (A)×法定雇用率※2-(B)

※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、障害者雇用促進法という。）に基づき、厚生労働省に報告している令和元年6月1日現在の障害者雇用状況を記載してください。報告義務のない法人については、(A)、(B)を記載してください。

算定方法については、厚生労働省に報告する障害者雇用状況報告書の記載要領を確認してください。

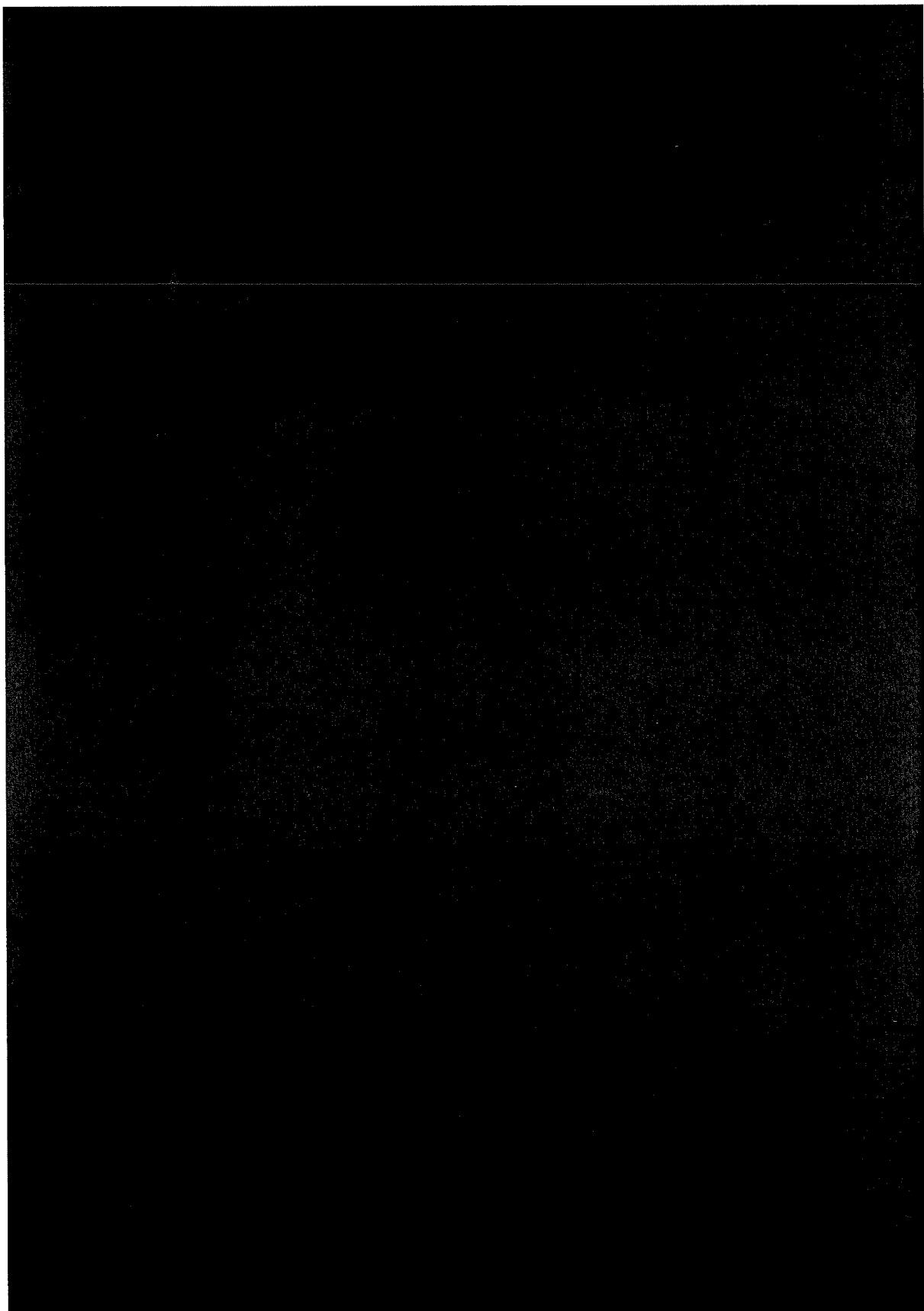
※2 法定雇用率については厚生労働省のHPを参照してください。

(参考) 国のガイドライン(画面下の方)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/shougaisha/04.html

○未達成の場合の今後の対応について記載してください。

スバル興業株式会社（実績） 雇用率 1.39%



スバル興業株式会社（今後の対応）

業務への適応性などを考慮して障がい者雇用について対応してまいります。

株式会社三浦海業公社（実績）

(A) 23.5 (B) 0 実雇用率=0 不足数=0.517

報告義務無し

株式会社三浦海業公社（今後の対応）

現在、当社は、経験豊富な高齢者の雇用を積極的に取り入れておますが、今後は業務内容によっては、障がい者雇用も検討してまいります。

○障害者雇用促進法に基づく国（公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成命令の有無（チェックを入れてください）

有（計画作成命令を受けた後の対応について：）無 スバル興業株式会社

有（計画作成命令を受けた後の対応について：）無 株式会社三浦海業公社

(イ) 障がい者雇用促進の考え方と実績

障がい者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）に優先的に発注するなど障がい者雇用を促進する考え方や実績を記載してください。

*グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください

スバル興業株式会社

障がい者雇用企業等への優先発注について実績は御座いません。

業務への適応性などを考慮して優先的に発注するなど、障がい者雇用企業等の積極的な利用により障がい者の雇用促進に協力できるように取り組んでまいります。

株式会社三浦海業公

現状、障がい者雇用企業等へ優先的に発注等は行っていませんが、製品の質、金額等がほぼ同条件であれば、積極的に障がい者雇用企業等へ発注をいたします。

工障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方

(7) 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じた社会的障壁の除去を実施する必要がありますが、その合理的配慮に関する具体的な考え方や実績について記載してください。

*グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください

スバル興業株式会社

当該指定管理施設には多くの障害をお持ちのお客様がお見えになります。障害には様々なタイプがありご案内や説明の有効な方法が異なる事を経験してまいりました。

中には、うら紙を使った筆談といった質素な手法での案内でも大変に喜んで頂けました。

また、特別泊地をご利用のお客様が車いすでお越しになった際にスタッフ4名で揺れる船から素手でお運びしたことがありました。もし落としちゃったらと不安であったことを鮮明に覚えております。

今後はこれまでの経験を活かした下記合理的配慮に取り組みます。

(グループ共通)

- ・目に障害がある方への対応はお邪魔にならない程度（範囲）のお声掛けをおこないます。
- ・会話に障害のある方への対応は手話の習得が尚可ではありますが、教育・習得には時間がかかることからスマートフォンアプリ等を有効利用します。
- ・障害をお持ちのお客様が声をかけ易いように職員へ「お手伝いバッヂ」（仮称）の着用をしてその趣旨をお知らせするポスターを施設内へ掲示します。
- ・車いすなどのバリアフリー化は進んでいるものの、特別泊地における有効な手段は浮き桟橋とスロープの併用と考えますが、設置には各種課題がありますので、関係各所へ相談しながら計画を行います。

株式会社三浦海業公社

当社は観光施設である「うらり」の管理運営を行い、全従業員が観光サービス業に携わっていると心得ております。

「うらり」には、障がいの方も多く訪れていただいております。

従業員は、健常者、障がい者を分け隔てなく接し、過度の配慮はしないものの、手をさしのべる体制を構築しています。

現状では、必要な際に、水中観光船乗降サポートなどを実施しております。

(イ) 「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた障害者への配慮に係る方針や、障害者への理解促進に向けた研修などの具体的な取組等について記載してください（「ともに生きる社会かながわ憲章」については参考資料 12 のとおりです）。

*グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください

スバル興業株式会社

当該指定管理業務におけるスタッフは「他人を尊重できる」精神を備えている人材であると思います。

接客業におけるホスピタリティーの考え方方が隔たりの無い平等な対応を可能にしているのだと思います。

また、海の生業に従事する者としてのシーマンシップの精神も寄与しているのだと思います。

のことから、これまでの教育・研修をベースに業務に従事する職員のさらなる意識の向上に取り組みます。

株式会社三浦海業公社

当社の現場職員は、「マリン関係者障がい者対応講習会」の受講や全社員は、障がいの方が講師を努める「障がい者理解出前講座の受講」をしております。

講習、講座で学んだこと「障害者の方の多くは、健常者と同じ扱いをしてほしい。災害時には、手を貸してほしい。」を常に考えながら、接客等に取組み、今後も講習、講座を受講いたします。

才 手話言語条例への対応

応募団体の状況に応じた、手話に対応できる体制の整備や研修・講習の実施等に関する計画と実績について記載してください。

*グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください

スバル興業株式会社

マリーナ事業部門では専門講師を招いた手話講習会を実施してまいりました。しかしながら多忙な業務の中での習熟には程遠い現実がありましたが、手話勉強会は継続して取り組んで参ります。

当該業務における職員による手話対応は難易度が高く教育に多大な時間がかかるため、実現は難しいと考えますが、効果的な代替実施事項として下記項目を実施いたします。

(実施計画)

- | | |
|-----------------------------|------|
| ・外部専門講師による講習会の実施 | 1回/年 |
| ・手話学習アプリによる自己学習 | 適宜 |
| ・スマートフォン手話アプリ等の有効利用 | 常設 |
| ・手話アプリを使用していることを告知するバッチの装着 | 常設 |
| ・手話アプリを使用していることを告知するポスターの掲示 | 常設 |

株式会社三浦海業公社

現状、手話に関する整備や研修等は実施していません。
今後は、手話の本を用意し、従業員がいつでも閲覧できるようにします。
また、三浦市に協力を求め、手話の研修会も実施いたします。

力・社会貢献活動等、CSR（企業の社会的責任）の考え方と実績、S.D.G.s（持続可能な開発目標）への取組

(ア) 応募団体 等が社会的責任を果たし、または社会貢献を行うための具体的な活動について、その計画と実績について具体的に記載してください。

*グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください

スバル興業株式会社

当社は創業以来、「社会に奉仕すること」を企業理念として、レジャー事業、道路事業、不動産事業の経営を行っており、飲食店経営並びにマリーナ経営を通して豊かな生活を提供するとともに、道路の維持管理を通して生活環境整備事業の推進を図りながら、社会の発展に一層貢献することを基本的な考え方として事業活動を進めております。

社会貢献活動としては、当社は国土交通省をはじめ、高速道路会社や各区役所等と緊急災害時における防災協定等を締結しており、平時から災害時に迅速な活動が行えるよう社内体制を整備しています。

2011年3月に起きた東日本大震災の際には、津波や液状化現象で被災した道路の緊急整備や支援物資の搬送、断水した地域への給水車の巡回等で被災地の復興活動に貢献いたしました。2019年に発生した台風15、19号による災害の際に千葉県南房総市へ支援物資の提供・配布を行い、災害復興に貢献しました。

平時においても、東京都千代田区では定期的に皇居周辺の遊歩道の清掃活動を、大阪府大阪市では放置自転車等の啓発指導や植樹帯への散水作業など、全国各地においてボランティア活動に積極的に参加し地域に貢献しております。

SDGsへの取り組みにつきましては別紙「環境負荷軽減を実現する事業の展開」をご参照ください。

株式会社三浦海業公社

当社は、海・浜を利活用して成り立っている様々な業で三浦市の魅力を発信し、地域の活性化、地域の雇用促進を行っています。

当社が管理運営を行っている三崎まぐろと三浦野菜の産直センター「うらりマルシェ」では、三浦市在住の方が多く働き、三浦の特産品等を発信し行っています。

(1) 施設と関連のあるSDGsの目標（目標14、目標17）について、達成のための取組方針等について記載してください（SDGsの概要については参考資料「3」のとおりです）。

*グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください

スバル興業株式会社

「海の豊かさを守ろう」（目標14）

海洋環境の保全はより多くの人に「海の素晴らしさ・大切さ」を知って頂く事も大切だと考えます。三崎漁本港特別泊地及び本港環境整備施設の有効活用によりヨットレース、クルージング、釣り教室といった直接「海」に触れ合える機会・サービスを積極的に提供する活動を行います。

「パートナーシップで目標を達成しよう」（目標17）

当該施設の運営には地域との連携が重要であると考えます。地域商業施設、行政、各種団体・個人との連携により賑わいのある施設づくりを行い、利用率及びCS向上目標を達成します。

株式会社三浦海業公社

当社は平成4年度に三崎漁港多目的利用化を目標に、マリーナや三崎漁港利用関係団体にアンケート調査を実施し、平成6年度から現在の本港特別泊地においてゲストバースの試行を行いました。

平成13年度の県の漁港条例の改正で当該岸壁が正式な一時係留施設に指定され、当社管理・運営を県から受託しておりました。

ゲストバースの調査から試行、本格実施まで関わっていた当社が指定管理者になることは、引き続きプレジャーボートと漁船を分離し、円滑な漁業活動を確保するとともに秩序ある漁港利用の推進を継続できます。

また、水中観光船「にじいろさかな号」の運航により多くの利用者に「海の素晴らしさ」を体験していただくサービスを提供しております。このことから多くの方に海を大切に感じて頂く事により今後も海の豊かさを守る活動に寄与してまいります。

10 事故・不祥事への対応・個人情報保護について

(1) 事故・不祥事への対応・個人情報保護

ア募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況*

該当期間内の事故等の有無について記載するとともに、ある場合はその事案毎に事故等の概要（法令違反があった場合は根拠法令と処分内容を明記すること）と対応状況及びその有効な再発防止策について具体的に記載してください。

（該当の有無を記載し、該当がある場合は様式7により記載し、提出してください）

*グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください

スバル興業株式会社 重大な事故または不祥事はございません。

株式会社三浦海業公社 重大な事故または不祥事はございません。

イ 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取り扱いの状況

個人情報保護の取組について、管理保管計画や取り扱う職員への教育、研修体制について記載してください。なお、指定管理業務で取り扱う個人情報は、本港特別泊地利用者の氏名、住所、電話番号です。

*グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください

スバル興業株式会社

個人情報保護への取り組みについては東部漁港事務所と協議の上作成した「指定管理業務の実施に係る個人情報保護管理規定」に準じます。本規定は管理事務所内書類庫に保管しており、必要に応じて職員がいつでも閲覧できるようにしてあります。ミーティングなどで適宜個人情報の取り扱い等について教育を実施しています。

株式会社三浦海業公社

個人情報保護に関する業務としては、本港特別泊地の利用届が主なものになりますが、神奈川県及び三浦市の個人情報保護条例に基づき適切な処理を行います。

当社は、現場で取り扱う個人情報については、一定期間1階管理事務所の事業課の書庫で保管し、その後、2階の総務課に管理を移し、専用の保管場所で管理をしています。

職員への教育については、安全教育会議等の中で周知徹底を行っております。

11 これまでの実績について

(1) 類似の業務を行う施設での管理実績

ア 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

三崎漁港本港特別泊地、本港環境整備施設の特性を生かせるような類似施設の良好な管理実績がある場合には、概要を記載してください。また、該当する場合は類似施設の運営実績を記載した次の書類を提出してください。

(7) 類似施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間利用者数等

(ア) 類似施設の管理運営体制、管理運営業務の期間

(イ) 類似施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等

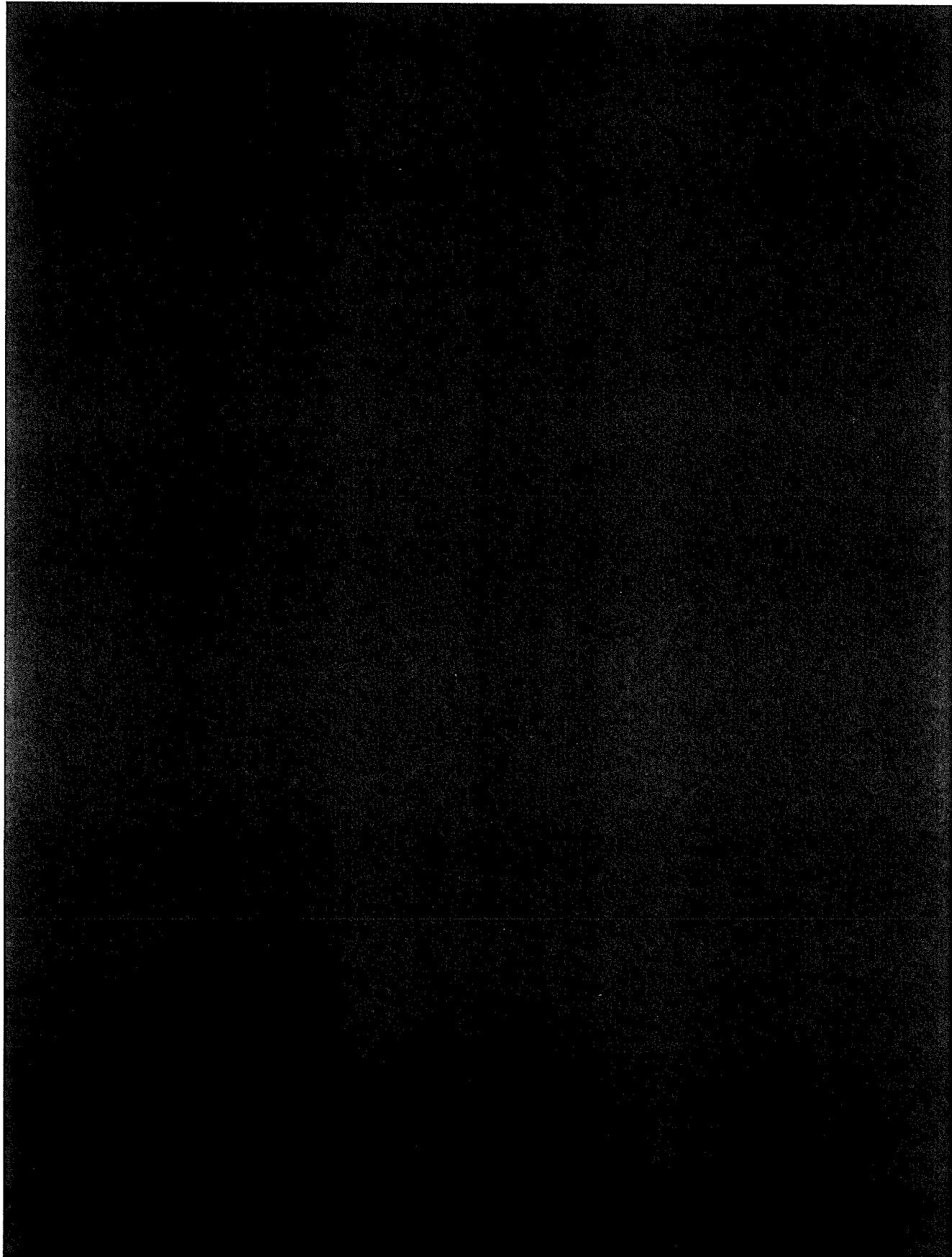
*グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください

スバル興業株式会社

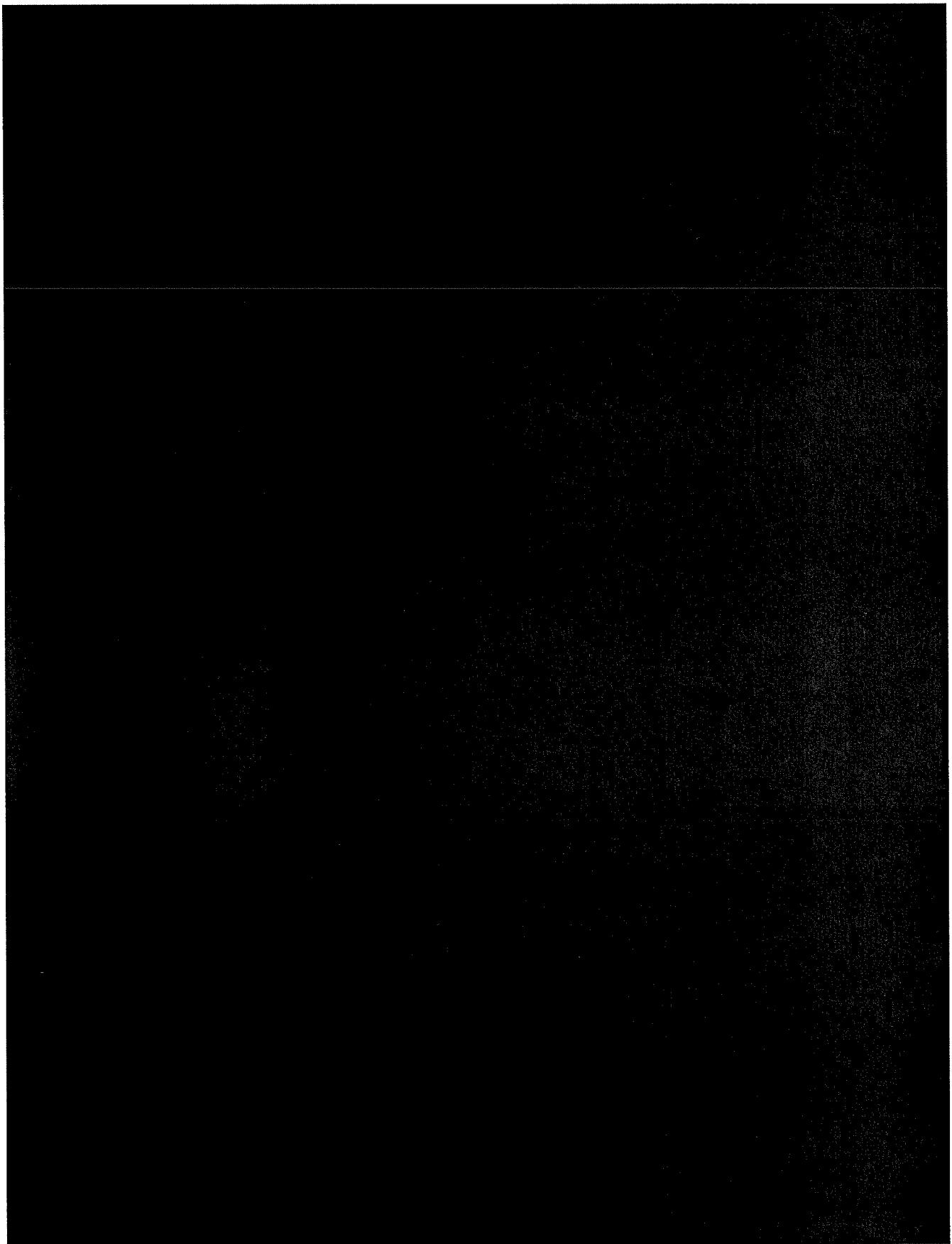
指定管理施設の特性を生かせるような類似施設の良好な管理実績としましては、東京夢の島マリーナの管理運営（東京都発注）、浦安マリーナの管理運営（千葉県発注）の2件がございます。

各事業内容につきましては、以下に記載します。

東京夢の島マリーナの管理運営



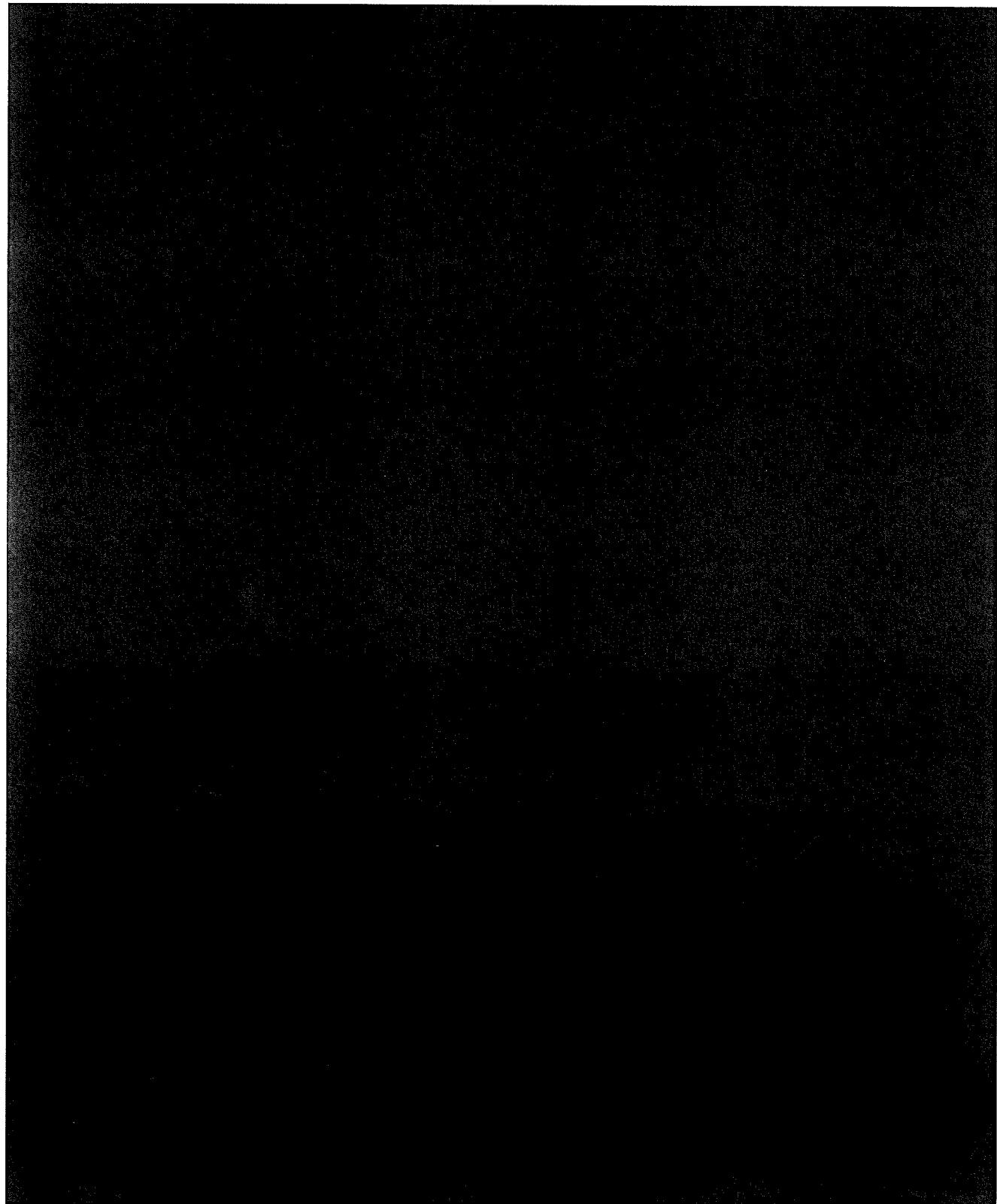
浦安マリーナの管理運営



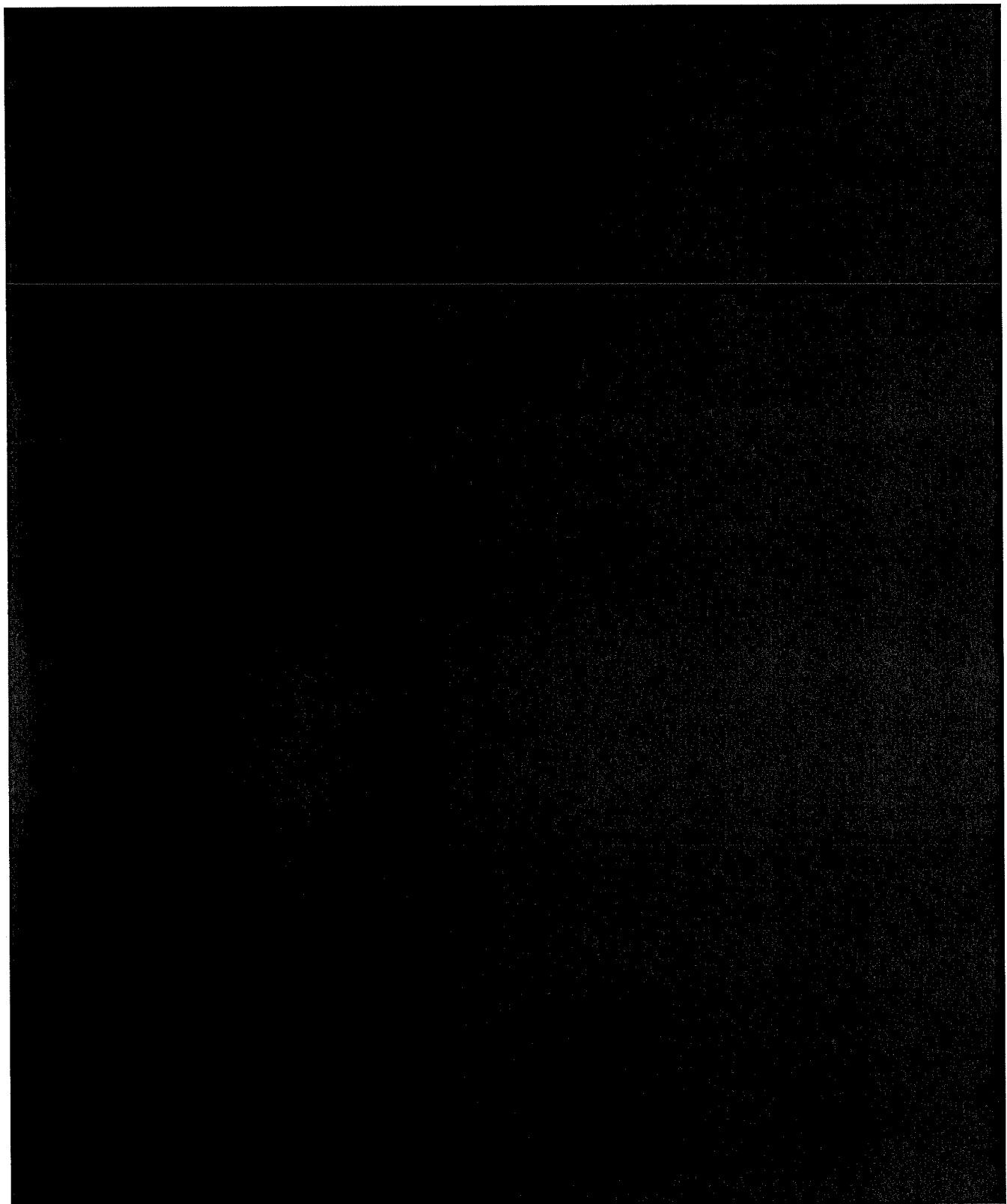
株式会社三浦海業公社

水産関係者や来遊客のため、うらり駐車場、新港駐車場の2ヶ所の駐車場管理運営を行っております。

うらり駐車場の管理運営



新港駐車場の管理運営



イ) 県又は他の自治体における指定取消しの有無

県又は他の自治体において指定管理業務を行っていた際にその指定の取消の有無について記載願います。また、取り消された事実がある場合には、指定管理業務の概要、取り消された原因等を具体的に記載してください。

*グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください

スバル興業株式会社 指定取消しはございません

株式会社三浦海業公社 指定取消しはございません

